

第2期

昭和村地域福祉計画

昭和村地域福祉活動計画

“みんなが役割をもち、しあわせに暮らせる村づくり”

《令和8年度～令和12年度》

令和8年3月

昭和村地域福祉計画

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景および趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
第2章 基本理念と基本方針	11
1. 基本理念	
2. 基本方針	
3. 基本施策	
第3章 計画の推進と評価	16
1. 計画の推進体制	
2. 進捗状況の管理	

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景および趣旨

1) 計画策定の背景

少子高齢化が急速に進む中で、核家族化の進行による家族構成の変化により家庭や地域の住民相互のつながりが希薄化しており、高齢者、障がい者、子育て家庭などを取り巻く環境は厳しい状況です。

また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大しつつあり、自殺や家庭内暴力、虐待、ひきこもり、身寄りのない高齢者など、福祉ニーズを抱えた方々が増えています。

これらの課題やニーズが多様化し、行政だけで支援体制を整えることは困難な状況にあります。

このため、地域住民みんなで支え合うという「地域福祉」の考え方を取り入れて、住民・地域・事業所・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせ、地域づくりを進める事が必要となっています。

本村では、昭和村第6次振興計画において、めざす将来像に昭和村で「ここちよく暮らす」を掲げており、「持続可能な協創のむら、心地よく暮らせるむら、生きる力を育む教育のむら、生業と誇りある仕事を生むむら、先端的過疎への挑戦、選択と集中の行政運営」を基本目標に掲げ、各種施策に取り組んでいます。

さらに、福祉分野においては「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など各種計画を策定し、施策を推進してきました。

このような社会情勢や当村の取り組みを踏まえ、地域福祉の理念を共有し、福祉の村づくりの方向性を示す総論的な計画として本計画を策定することとしました。

2) 「地域福祉」とは

私たちは、住み慣れたこの地域で、いつまでも元気で生活するために、仕事や趣味、生きがいなどをもって日常生活を送っています。

しかし、私たちが住む地域には、介護を必要とする人、障がいのある人、一人暮らしや高齢者のみの世帯、子育てに悩む家庭、ひとり親家庭など、手助けや支援を必要としている人たちがいるのも事実です。

誰もが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、住民が地域の中でともに支え合い、手助けや支援を必要とする人を地域の中で支えていくことが求められています。

その地域の支え合いを、住民・地域・事業所・ボランティア・NPO・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせて行う取り組みが「地域福祉」です。

3) 「地域福祉計画」とは

地域福祉の理念をもとに、住民・地域・事業所・ボランティア・NPO・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせて、地域で支え合える地域社会の実現を目指し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進する上での計画です。

この計画は社会福祉法を根拠法とする行政計画です。

4) 「地域福祉活動計画」とは

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する社会福祉協議会が、地域住民や関係機関・団体などと相互協力し、役割分担のもとに、自主的な地域活動の支援と地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のむらづくりへと発展させていくための活動計画と行動計画としての性格をもっています。

また、地域住民が主体となって取り組んでいる地域福祉（活動）の支援計画であり、行政計画である地域福祉計画と一体的に進めていくものです。

5) 地域福祉計画の基本的な考え方

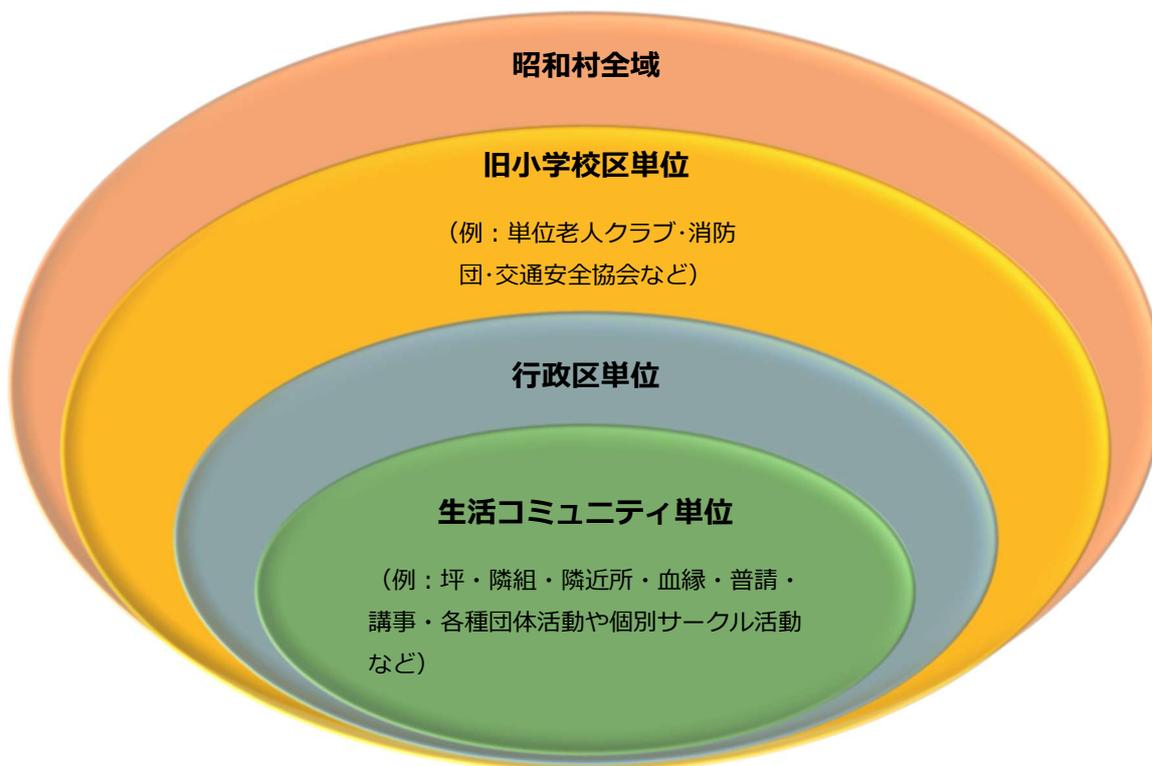
①「地域」の単位の考え方

本村には10の行政区があり、各行政区の特徴を活かした活動が行われています。

その単位で地域福祉活動が展開されているほか、より小さな生活コミュニティ単位の坪や隣組といった単位でも展開されています。また、行政区の枠を越え村内全域や活動内容によっては広域的な取り組みをしている団体、同じ目的で活動している団体等も地域福祉活動を展開しています。

そのため、ひとつの枠組みによって地域の範囲を限定するものではありません。本計画での「地域」単位は「目的やお互いの価値観、あるいは課題を共有し、一緒になって考え、具体的な行動を起こしやすい範囲」とします。

村全域、旧小学校区単位、行政区単位、生活コミュニティ単位など、様々な単位が「地域」と考えられます。



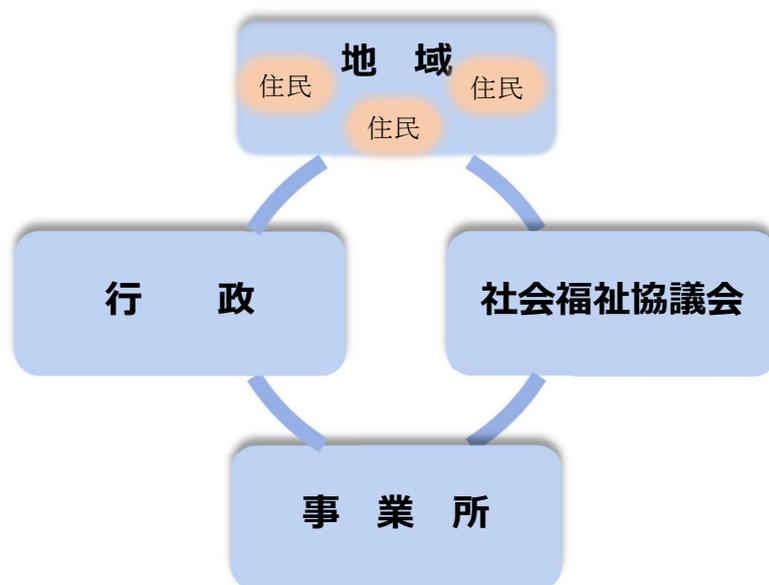
②福祉の視点を取り入れた地域づくりの進め方

I 地域福祉の展開

これまでの「社会福祉」は、社会保障制度の枠組みを中心としてきましたが、住民一人ひとりが必要としていることすべてに対し、支援体制を整えることは困難な状況にあります。

これからは、地域住民みんなが支え合うという「地域福祉」の考え方を取り入れて、住民・地域・事業所・ボランティア・NPO・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせ、役割をもち地域づくりを進めることが必要です。

「福祉の視点を取り入れた地域づくり」



* 地域・・・村全域、行政区、老人クラブ活動、民生児童委員、隣近所、友人、地区普請、地区の講事、消防団活動、交通安全協会活動、各種団体の活動など

※地域の捉え方は、人それぞれ状況により変わってきます

* 事業所・・・昭和福祉会、JA、郵便局、村商工会、村観光協会、奥会津昭和村振興公社、村内建設業者、村内商店、村内飲食店、村内理容店、村外の事業所など

* 社会福祉協議会・・・村社会福祉協議会、全国・県社会福祉協議会

* 行政・・・役場、村国保診療所、国・県関係機関

Ⅱ 互助・自助・共助・公助の連携

住民・地域・事業所・ボランティア・NPO・社会福祉協議会・行政が地域の強みや目標・目的あるいは課題を共有し、一緒になって考え、福祉の視点を取り入れた地域づくりを推進します。

このため、地域住民や事業所など地域で生活するすべての人々と社会福祉協議会、行政が今まで以上に連携を深めながら、それぞれの責任と役割を分担し、協力しながら進めていきます。

4つの助『互助・自助・共助・公助』



2. 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第3条（福祉サービスの基本的理念）、第4条（地域福祉の推進）、厚生労働省の地域福祉推進の理念を踏まえて策定します。

また、社会福祉法第4条に掲げられた「地域福祉の推進」をするための計画であり、第107条に規定された「地域福祉計画」です。

【参考資料】社会福祉法より一部抜粋

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2) 各種計画との関係

本計画は、昭和村振興計画を上位計画とし、福祉分野で既に策定されている「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など「(以下「各個別計画」という。)」とは、地域福祉の理念を共有することとします。

各個別計画は、行政が取り組む施策内容を明らかにした「高齢者」、「障がい者」、「子ども」など、それぞれ対象者別の計画ですが、本計画は対象者を「全村民」とし、「地域住民と関係機関・社会福祉協議会・行政がともに目指し、福祉の視点を取り入れた地域づくりの方向性を示す計画」となります。

また、各個別計画の中にある、地域福祉の理念に基づいた具体的施策については、本計画の一部と位置づけます。

さらに、他分野で策定されている「昭和村防災計画」、『観光ビジョン』など、その他生活関連分野におけるプランや施策とも連携し、整合性を図るものとします。

3) 昭和村社会福祉協議会との連携

昭和村社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置されている組織で、地域の人々の「住み慣れた地域で役割をもち、いきいきと生活したい」という願いの実現を目指して様々な活動を行っています。

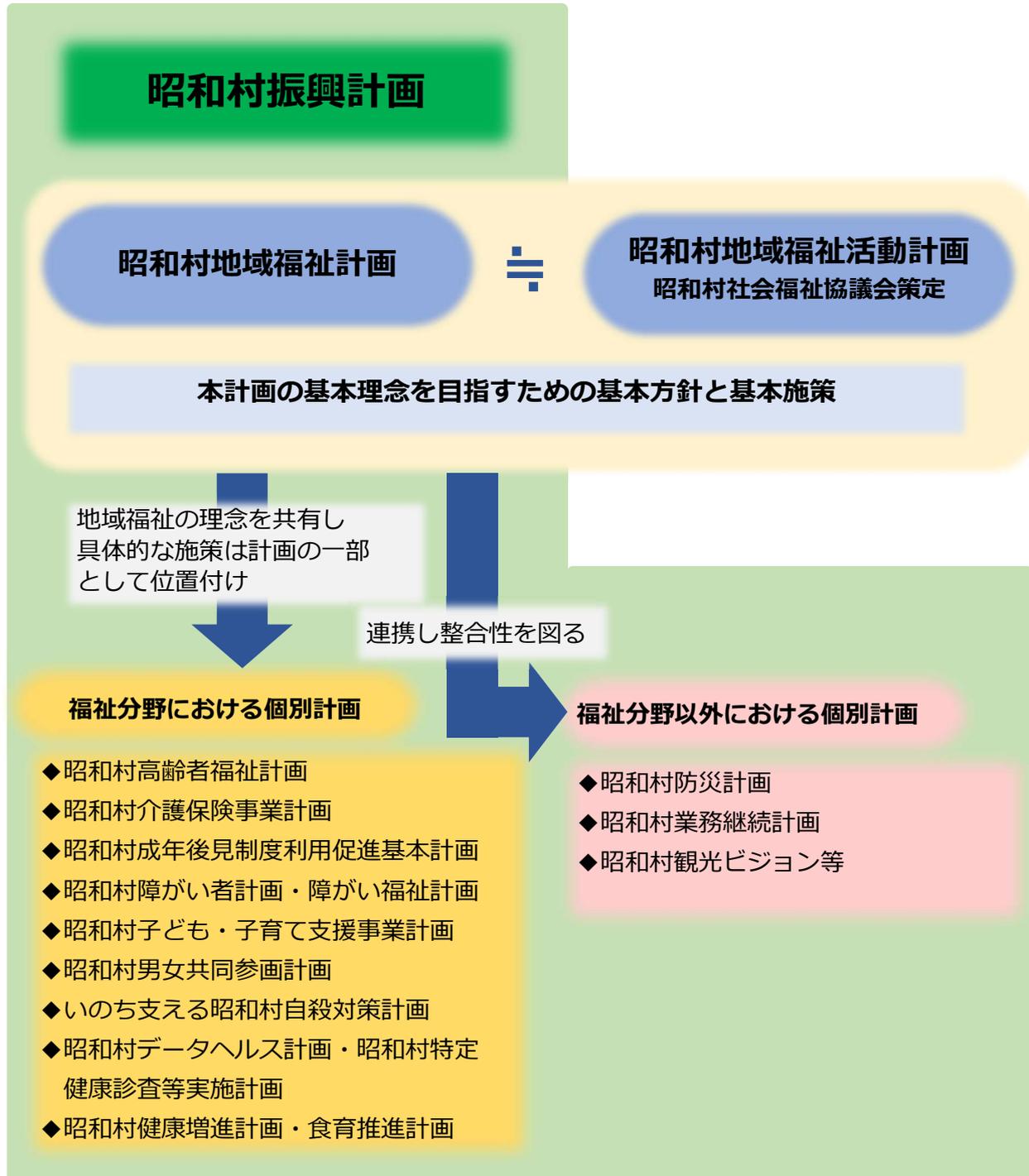
各種サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金への協力など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も地域住民の願いの実現と地域の課題の解決に向けた活躍が期待されます。

このように、社会福祉協議会は村全体の地域福祉推進のために今後も継続して中心的な役割を担っていくこととなるため、当村が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する活動・行動計画である「地域福祉活動計画」とは、両輪のように機能するものであることから、両計画を一体的に策定しています。

これからも、村と社会福祉協議会は常に緊密な連携を図り、地域福祉に関する理念や方向性を共有し、地域福祉推進のための各種事業を協力して進めていきます。

■本計画の位置づけ

* 本計画と昭和村振興計画及び各種個別計画等との位置づけを以下に示す。



■第6次昭和村振興計画

* 第6次振興計画の概要を以下に示す。

計 画 期 間	基 本 構 想	令和3年度～令和12年度（10年間）
	前期基本計画	令和3年度～令和7年度（5年間）
	後期基本計画	令和8年度～令和12年度（5年間）

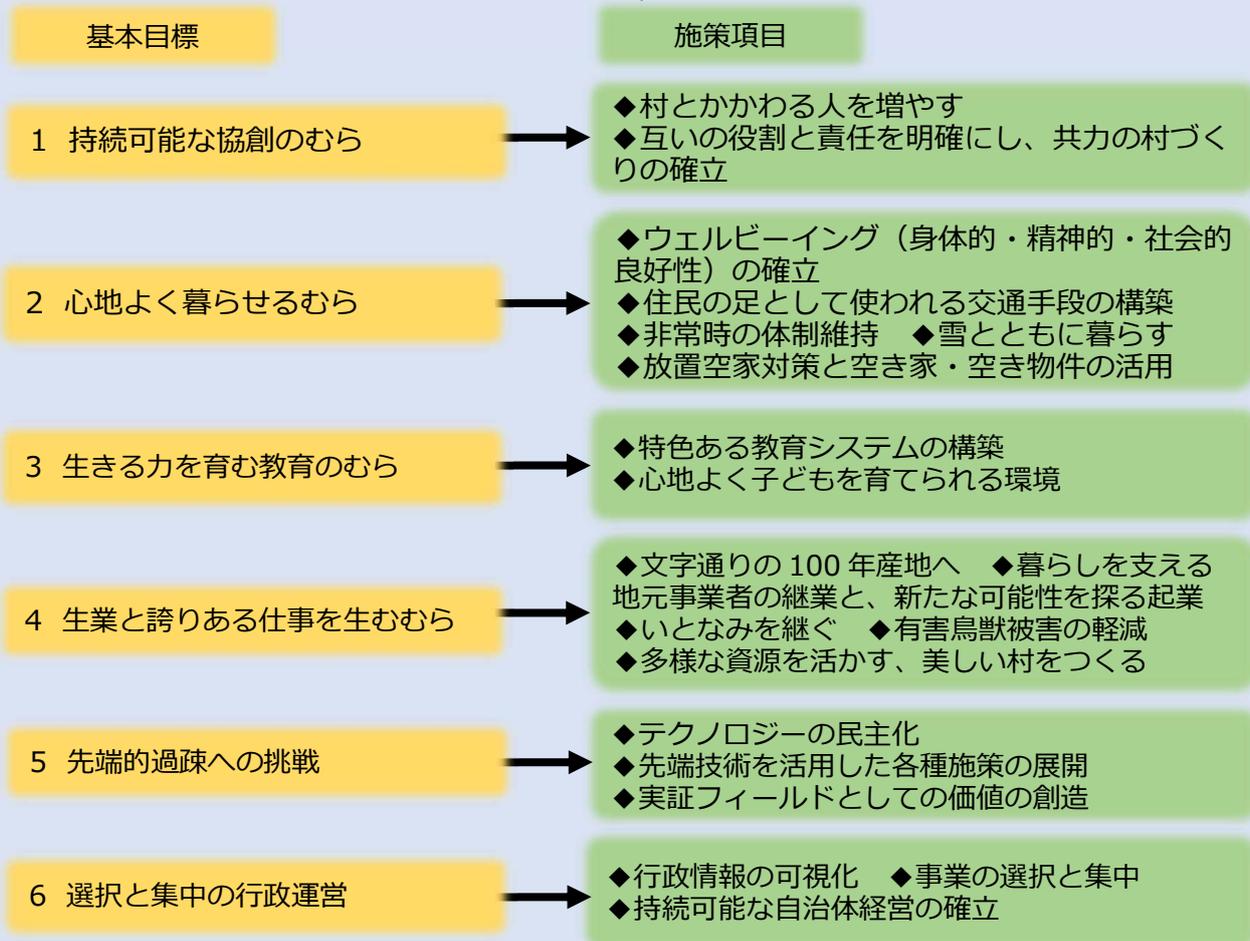
基本方針1 協創・共助

村づくりを進めていく上では、村民と行政が手を取り合い、共に歩いていくことが不可欠です。人口減少が進行する中においては、行政の取組や思いだけでは解決できない地域課題も数多く存在します。こうした課題に対しては、村民、地域団体、事業者などの多様な主体が力を合わせ、相互に連携しながら、それぞれの役割と責任を果たすことで解決を図っていく必要があります。本村では、そのような仕組みを構築し、共助による協創を進めていきます。

基本方針2 持続可能

次の世代、そのまた次の世代へと昭和村をつないでいくためには、今を生きる世代が、未来への責任として投資を行っていくことが重要です。そのため、本村では、環境への配慮をはじめ、地域資源を磨き上げるとともに、人的・労力的負担の軽減を図りながら、持続可能な村の実現を目指します。

めざす将来像



3. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

■本計画と関連する計画の策定期間

策定期間 計 画	令 和									
	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	
第6次昭和村振興計画	10年間（基本構想）									
基本計画	5年間（前期計画）					5年間（後期計画）				
昭和村地域福祉計画	6年間（1年延長）					5年間				
昭和村高齢者福祉計画 昭和村介護保険事業計画				3年間						
昭和村成年後見利用促進基本計画	5年間									
昭和村障がい者計画	6年間									
昭和村障がい福祉計画			3年間							
昭和村子ども・子育て支援事業計画				5年間						
昭和村男女共同参画計画			5年間							
いのち支える 昭和村自殺対策計画				5年間						
昭和村データヘルス計画 昭和村特定健康診査等実施計画		6年間								
昭和村健康増進計画・食育推進計画					5年間					

第2章 基本理念と基本方針

1. 基本理念

『みんなが役割をもち、しあわせに暮らせる村づくり』

少子高齢化が進み、住民同士の繋がりが薄れてきている現代社会において、子どもから高齢者まで、すべての住民が安心して“しあわせに暮らせる村づくり”が必要です。

人は、それぞれの年齢や性別、国籍など、様々な違いがあります。

しかし、個人の尊厳が守られ、個人の意思が尊重され、一人ひとり持っている個性や能力が大切にされることに違いはありません。

村の自然、空間、ゆとりを大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で役割をもちいきいきとした生活ができるよう『互助・自助・共助・公助』を基本に、住民・地域・事業所・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせ、『みんなが役割をもち、しあわせに暮らせる村づくり』を目指します。

2. 基本方針

1. 地域の良さを受けつぎ、 守る環境づくり

みんなが役割をもって暮らしてきたその習慣を大切にし、自然豊かな環境で豊かな生活をおくる。

2. 支え合いの地域づくり

もともとある村の強さや伝統を大切にするとともに、未来に向けた支え合いの地域をつくる。

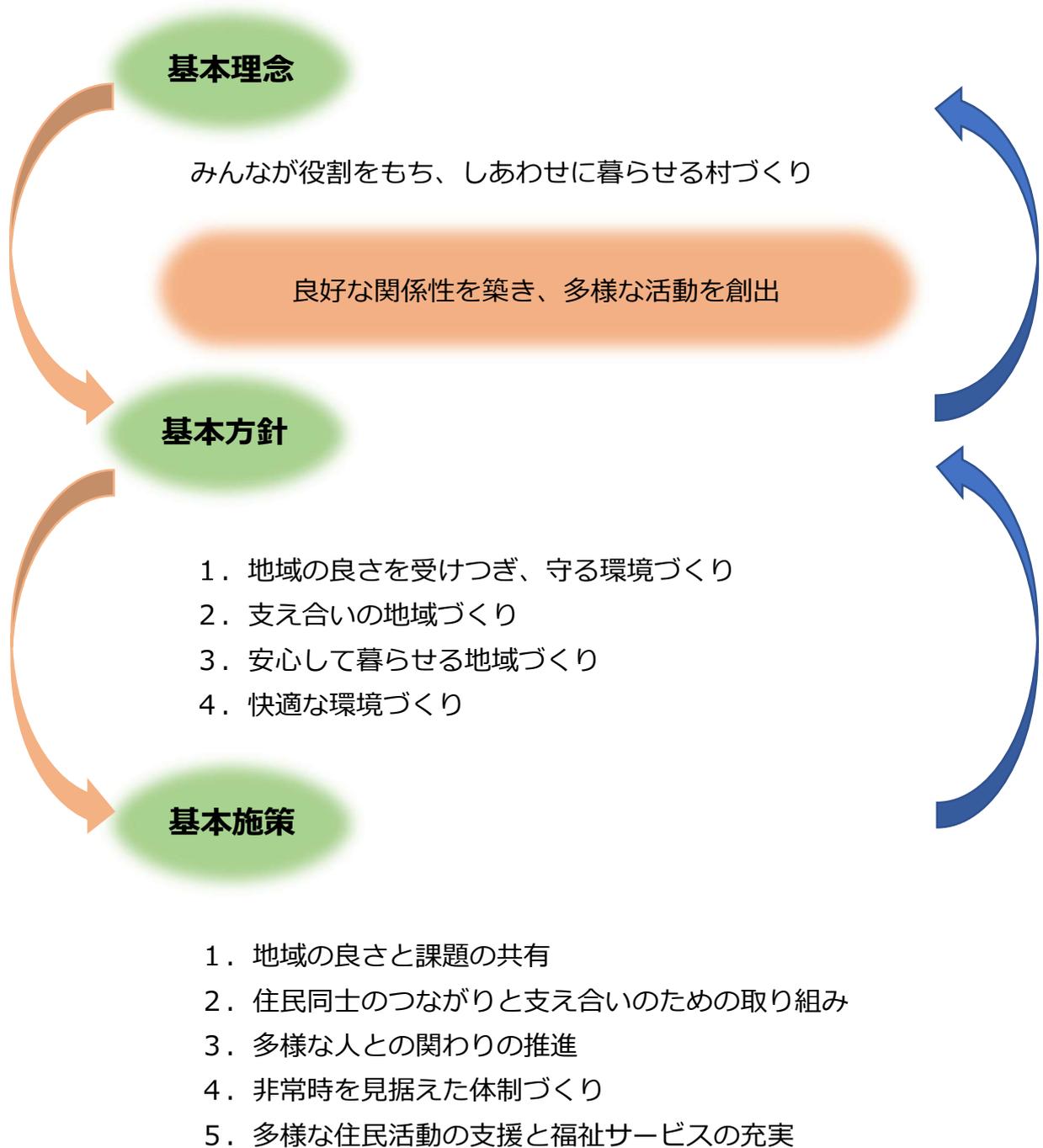
3. 安心して暮らせる地域づくり

暮らしの安心や安全の基本となる互いを気づかい相談できる良好な関係を大切にする。

4. 快適な環境づくり

日常生活を送るうえでの心配ごとや不自由さを解消し、より快適にできるようみんなで工夫する。

■ 施策体系図



3. 基本施策

■施策1 地域の良さと課題の共有

地域住民がよりよい生活を送るうえでは、住民、関係機関、社会福祉協議会、行政と一緒に話し合い、地域の良さの再確認と生活課題の洗い出しが必要です。

話し合いによって明確化された、地域の良さと生活課題は、お互いに共有し、工夫しながら必要なものを守り、課題を解決していくことが重要です。

《取り組み内容》

- ・住民との話し合いの場を創出するため、様々な機会を活用していきます。
- ・福祉的な視点を取り入れながら、課題の洗い出しばかりではなく、地域の良さも話し合える場を創出します。
- ・身近な相談役としての、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、民生児童委員、見守り支援員、社会福祉協議会を積極的に活用し、住民の生活不安解消に努めます。

■施策2 住民同士のつながりと支え合いのための取り組み

急速に進む少子高齢化の中で、地域づくりには多世代の参加協力が必要不可欠です。

世代や地域によって、つながりや支え合いの形は様々ですが、お互いに心地よい関係性を構築し、守るべきつながりと支え合いの仕組みを継承していくことが大切です。

また、子どもから高齢者までの異世代の交流がお互いの価値観を共有する場となり、より良い地域づくりには必要です。

《取り組み内容》

- ・地域の活性化を図るため、住民の主体的な活動を支援します。
- ・住民同士のつながりをより強いものにするために、世代間交流の考えを取り入れながら事業を推進します。

■施策3 多様な人との関わりの推進

生活課題などの内容によっては、地域内で解決することが困難な場合があります。

他の地域や他市町村の取り組みなどの情報を共有し、住民、関係機関、社会福祉協議会、行政が一緒になって解決策を探ることが重要です。

地域のコミュニティだけではなく、新しいコミュニティの形成はより良い生活を送るためのきっかけとなります。

《取り組み内容》

- ・ 高齢や障害、子育てなど、様々な環境において、交流の場と生きがいづくりの推進を図ります。
- ・ 多世代が交流できる場を創出し、住民同士の交流の輪を広げます。
- ・ 観光交流事業などを活用し、人々の交流の場を作ります。

■施策4 非常時を見据えた体制づくり

今まで自然に行われてきた日常的に他の人を気にかける思いが、非常時に迅速に対応できる一つの手段でもあることから、みんなが少しでも他の人を気にかけるという意識を持ち続けることが大切です。

また、避難行動要支援者に対する避難支援も安全で安心して生活するうえで重要であることから、消防団や地域と協力した支援体制の整備・充実を図る必要があります。

《取り組み内容》

- ・ 防災意識の高揚を図るため、関係機関と協力し啓発を行います。
- ・ 非常時に備え、個別避難計画の作成と事業所との連携体制構築に努めます。
- ・ 多様な主体による見守り体制を推進します。
- ・ 民生児童委員協議会と連携し、避難行動要支援者の定期的な把握を行い、「要援護世帯マップ」の充実を図ります。
- ・ お出掛け時の「ご近所ひと声運動」を展開し、平常時からの支え合いを支援します。

■施策5 多様な住民活動の支援と福祉サービスの充実

民生児童委員や事業所、社会福祉協議会、行政だけでは、日々の見守り活動をすることは困難な状況にあるため、行政区や地域住民とも連携を図り、情報を収集する必要があります。

また、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズや新たな課題に対し、既存の社会資源を有効活用し、工夫をしながら内容の充実を図り対応する必要があります。

《取り組み内容》

- ・住民と話し合いながら、住民ニーズを把握し、工夫し課題解決策を検討します。
- ・既存の社会資源を有効活用するとともに、既存の事業内容についても随時評価し、見直しを行います。
- ・制度の狭間に対する支援策については、他部署に関連する課題も多いことから福祉的視点を取り入れ、関係部署などと連携を図り検討します。
- ・社会福祉法人等連絡会を活用して、新たな社会資源創出を目指します。

第3章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

本計画は、行政の福祉分野に限らず、地域社会の理念に基づいた住民の生活に関連する関係部署から構成する「庁内会議」を始め、社会福祉協議会、NPO、保健福祉課の担当者レベルの会議を開き検討をしました。

また、地域福祉は、地域住民の主体的な活動が地域福祉であり、様々な機会を利用し、現状把握を行いました。

本計画を推進するためには、地域住民が地域に対する関心や地域福祉についての理解を深め、地域福祉活動に参加することが大切です。

そして、地域住民や地域で活動する団体、事業所、NPO、社会福祉協議会、行政がそれぞれ役割を果たすことが計画の推進につながります。さらに、それぞれが連携・協力し合うためには、社会福祉協議会と行政が連携の中心を担い、計画を推進していきます。

2. 進捗状況の管理

本計画をより実効力のあるものとするため、計画に基づく施策内容の進捗状況を検証することが必要です。

このため、行政の取り組みについては、庁内会議において関係部署が中心に点検・評価を実施します。

本計画の評価方法については、エピソード評価を用い、地域づくりに対する住民の興味関心や意識と行動の変化を評価し、個別施策の評価については、各個別計画に記載された方法により、担当部署において評価を実施します。

また、必要に応じて本計画の見直しを実施するとともに、地域福祉計画の理念に基づいた各個別計画については計画策定期間に合わせ見直しを実施します。

第2期

昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画

《 資 料 編 》

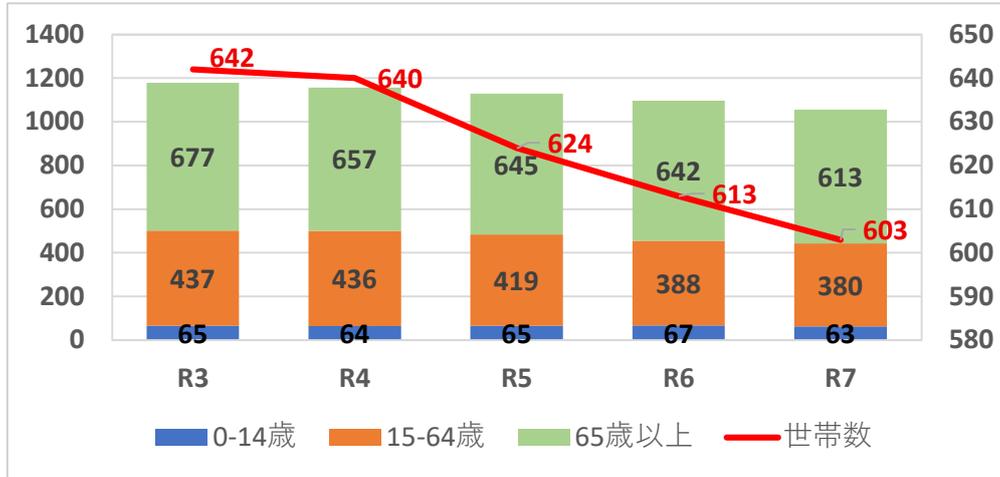
資料1 昭和村の現状・・・・・・・・・・ 1

資料2 昭和村人口ピラミッド・・・・・・・・ 7

【資料1】昭和村の現状

■人口・年齢

階層別人口及び世帯数の推移（住民基本台帳数値）＊各年10月1日現在



R7.10.1現在の人口は1,056人でR3.10.1現在と比較し、123人の減となっている。

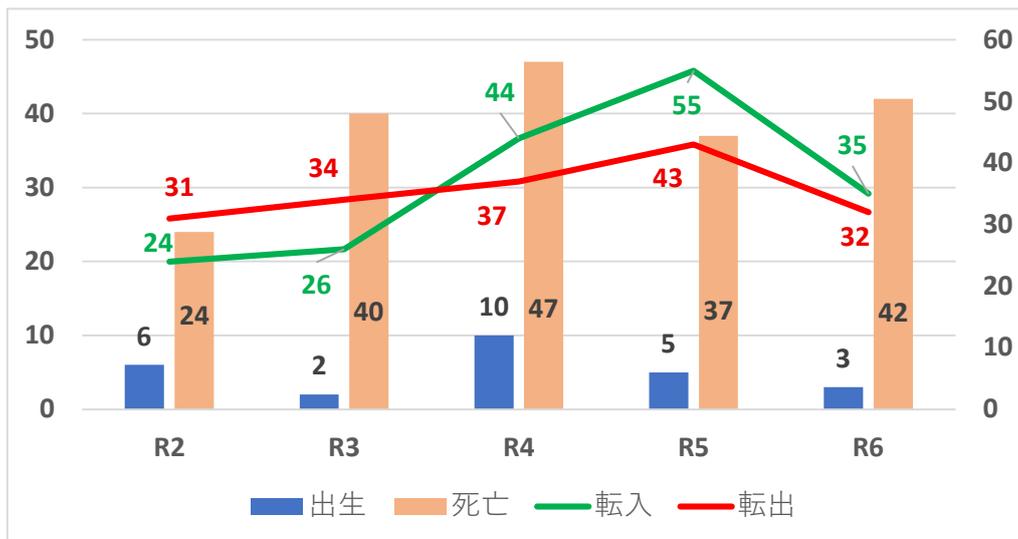
H7.10.1現在とR3.10.1現在を年齢階層別に比較すると0-14歳で2人の減、15-64歳で57人の減、65歳以上では64人の減となっている。

世帯数は、R4から毎年10世帯以上の減少が続いている。

R2.12策定の第6次昭和村振興計画において推計された2025年国勢調査人口は、1,073人となっており、年齢階層別にみると0-14歳で97人、15-64歳で362人、65歳以上で614人と推計されている。

■自然動態・社会動態の推移（福島県現住人口調査年報数値）

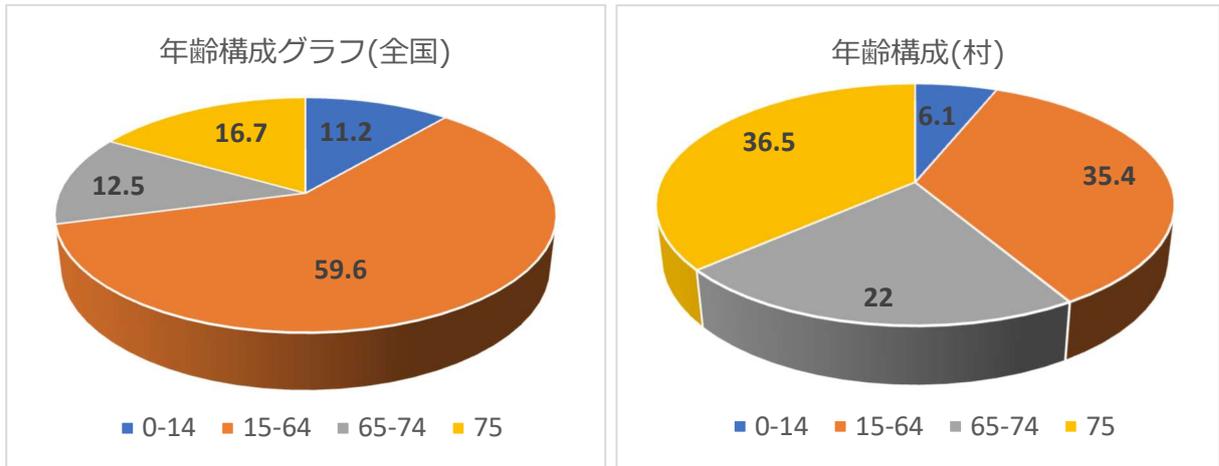
＊各年1月1日～12月31日の異動状況



自然動態では出生数がR4年に10人となったものの、R6年では3人となっている。

社会動態については、R4年から転出より転入が上回り、社会増となっている。

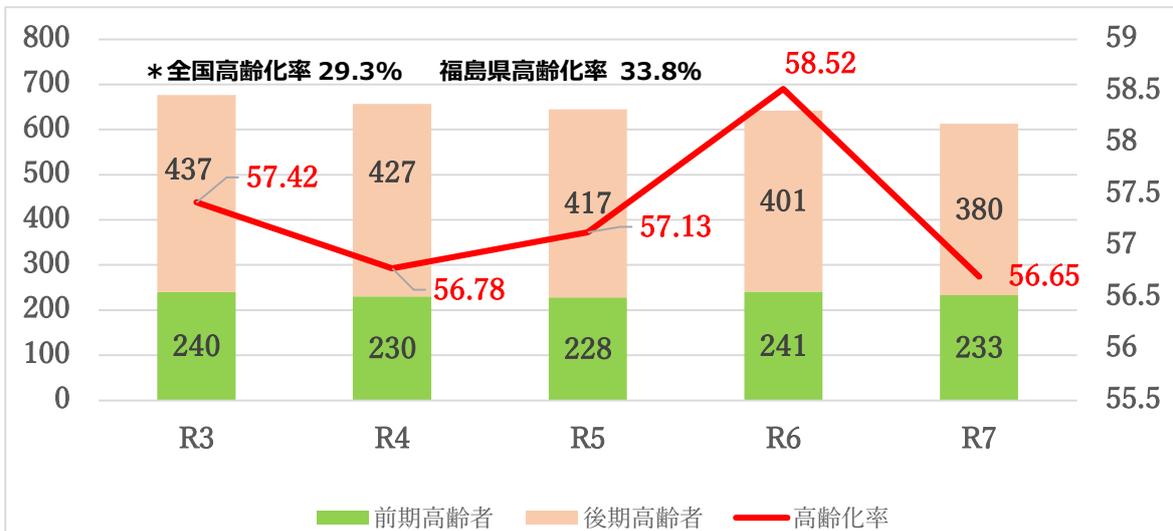
■ 年齢階層別の割合（全国比較）



年齢階層別割合をみると、全国の生産年齢人口の割合が 59.6%に対し、村では 35.4%となっている。また、村の 65 歳以上の割合をみると 58.5%となっており、全国では 29.2%となっている。R2.12 策定の第 6 次昭和村振興計画において推計された 2025 年国勢調査年齢階層別割合をみると、0-14 歳で 9.0%、15-64 歳で 33.7%、65 歳以上 57.2%と推計されている。

注 1：全国…総務省統計局資料 令和 6 年 10 月 1 日現在
村……令和 6 年 10 月 1 日住民基本台帳数値より割合を算出

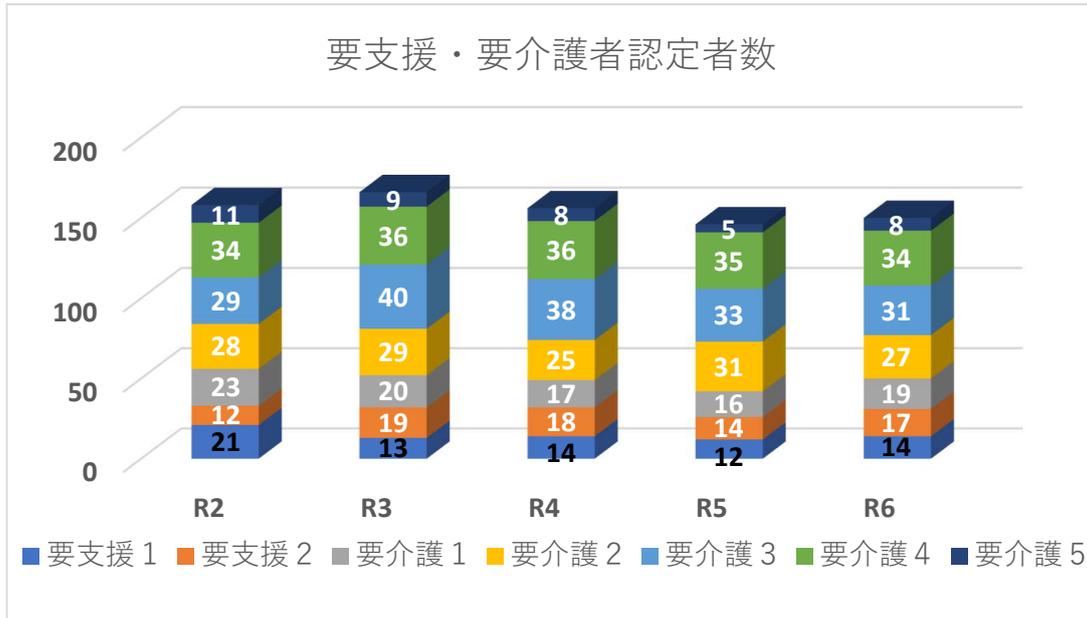
■ 高齢化の状況（住民基本台帳数値）* 各年 10 月 1 日現在



注 1：全国高齢化率…令和 6 年 10 月 1 日人口推計月報数値
福島県高齢化率…令和 6 年 10 月 1 日福島県現住人口調査月報数値

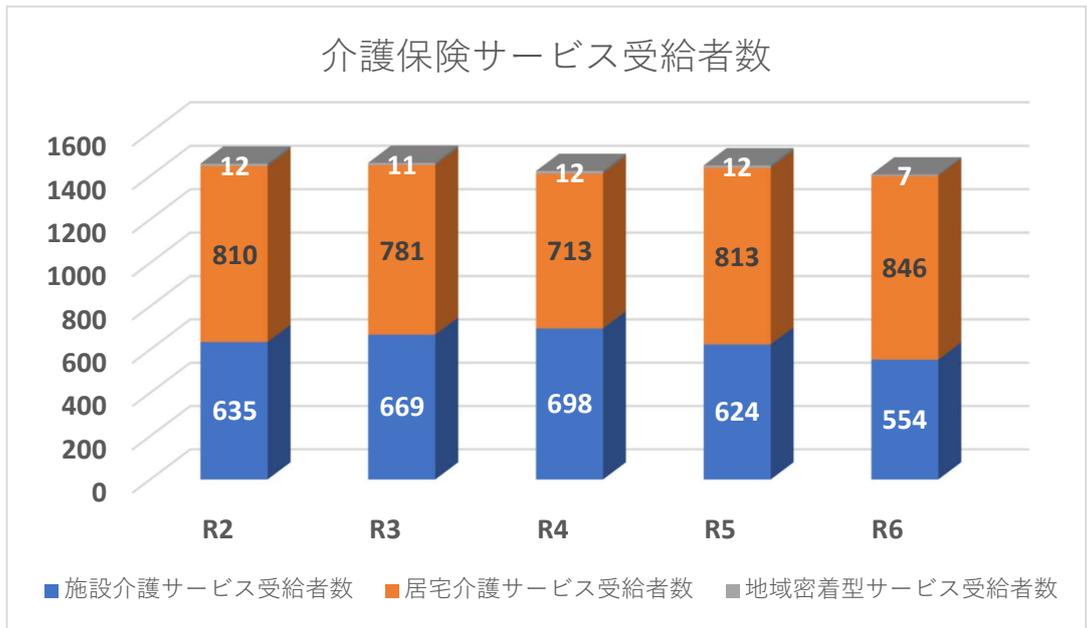
高齢化率をみると、R6 が今までで最高の高齢化率となっている。
65 歳以上の高齢者人口は R3.10.1 現在で 677 人に対し、R7.10.1 現在では 613 人と 64 人の減となっている。
また、R2.12 策定の第 6 次昭和村振興計画において推計された 2025 年国勢調査高齢化率をみると 57.2%と推計されている。

■介護保険認定者数 (介護保険事業状況報告年報数値)



要支援・要介護認定者数は、近年5年間は新規の要介護認定者数と要介護認定者の死亡数が同数程度であったことから、平均で147人程度で推移している状況にある。

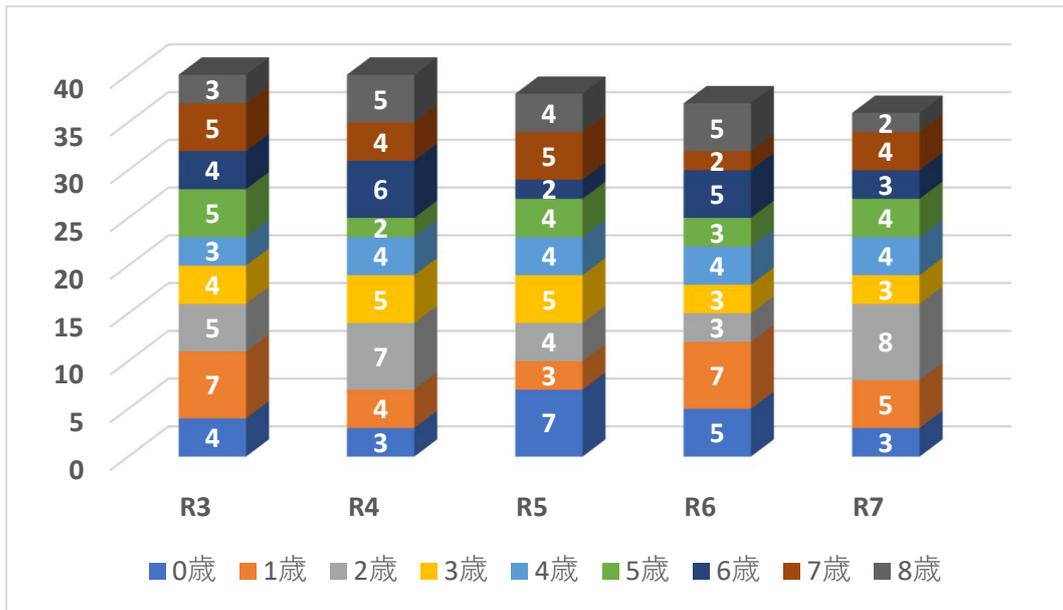
■介護保険サービス受給者数 (介護保険事業状況報告年報数値)



年間のサービス受給者数を見ると、R4年以降減少しているが、介護職員不足により村内施設の受入が制限されたことや村外の老人保健施設利用が減少したことが主な原因となっている。

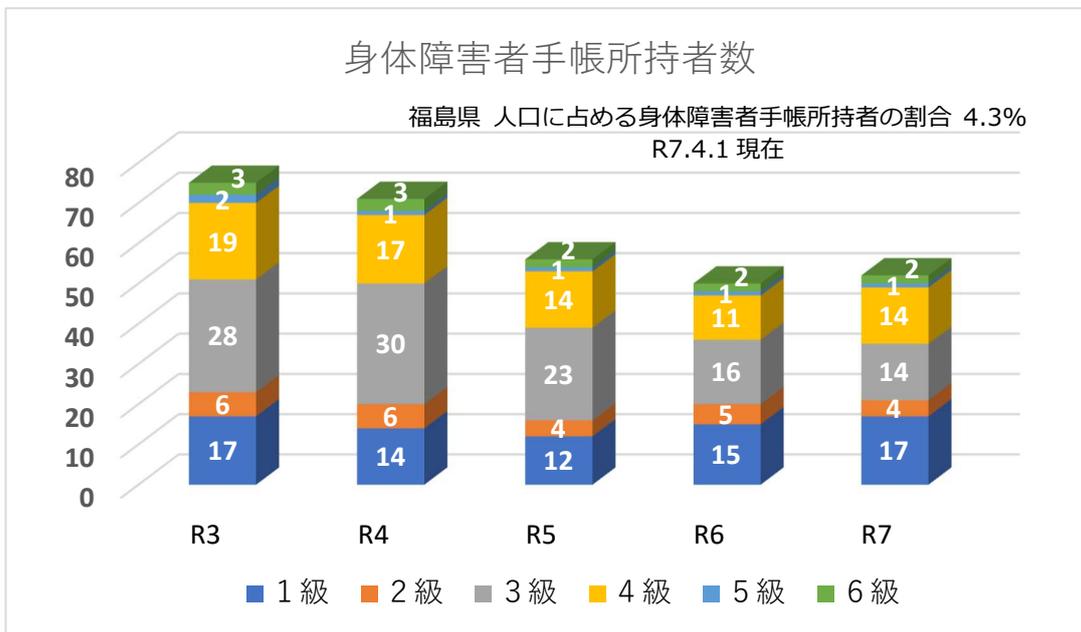
また、居宅介護サービスは、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、デイサービスやショートステイの受給件数が増加している。

■ 0歳～8歳人口 (住民基本台帳数値) * 各年4月1日現在



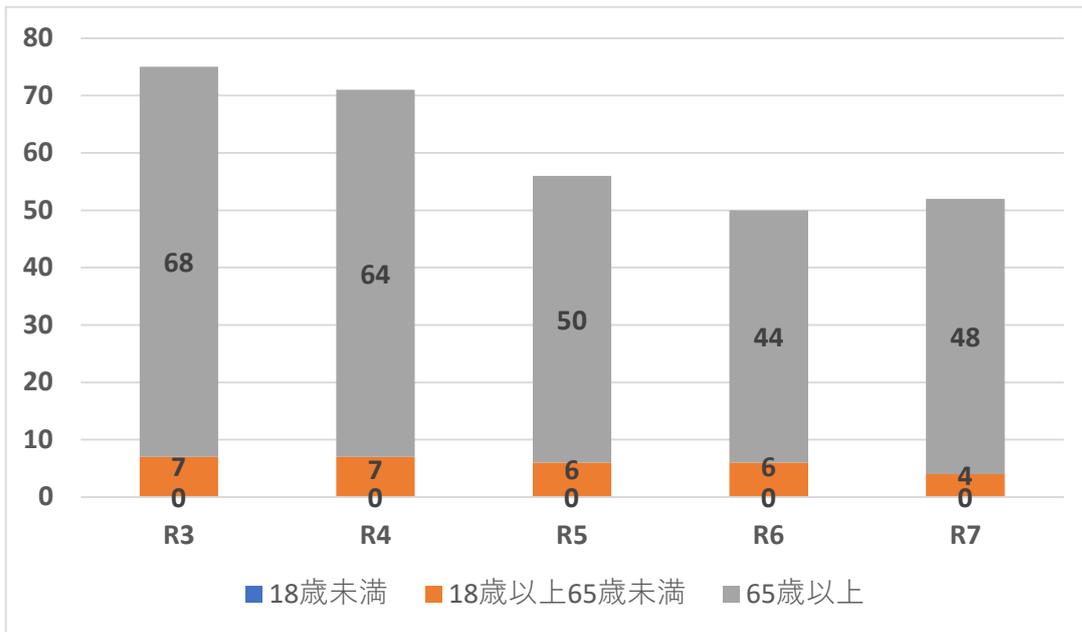
出生数は毎年3人から7人程度となっており、同程度で推移している。
 新規就農など、子どもが居る世帯の移住もあることから、働きながら子育てできる環境も大切である。

■ 身体障害者手帳所持者数 (等級別) (村台帳数値) * 各年4月1日現在



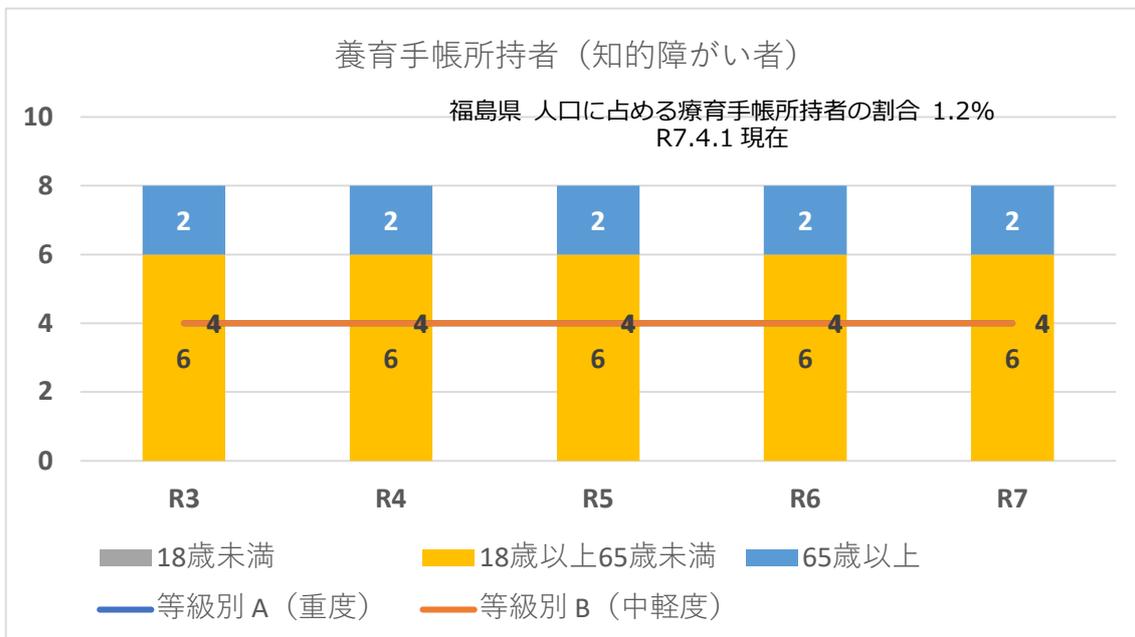
手帳所持者数はR3年度で75人、R7.4.1現在では52人となっている。
 R7.4.1現在の手帳所持者の人口に占める割合をみると4.9%となっている。
 各年度とも1級・3級・4級の割合が高い状況となっている。本村の1級手帳所持者の障がいの多くは心臓機能障害であり、その他腎臓機能障害、視力障害、聴力障害となっている。3級・4級の手帳所持者については、ほとんどが膝関節機能障害や股関節機能障害となっている。

■ 身体障害者手帳所持者年齢構成 (村台帳数値) * 各年 4 月 1 日現在



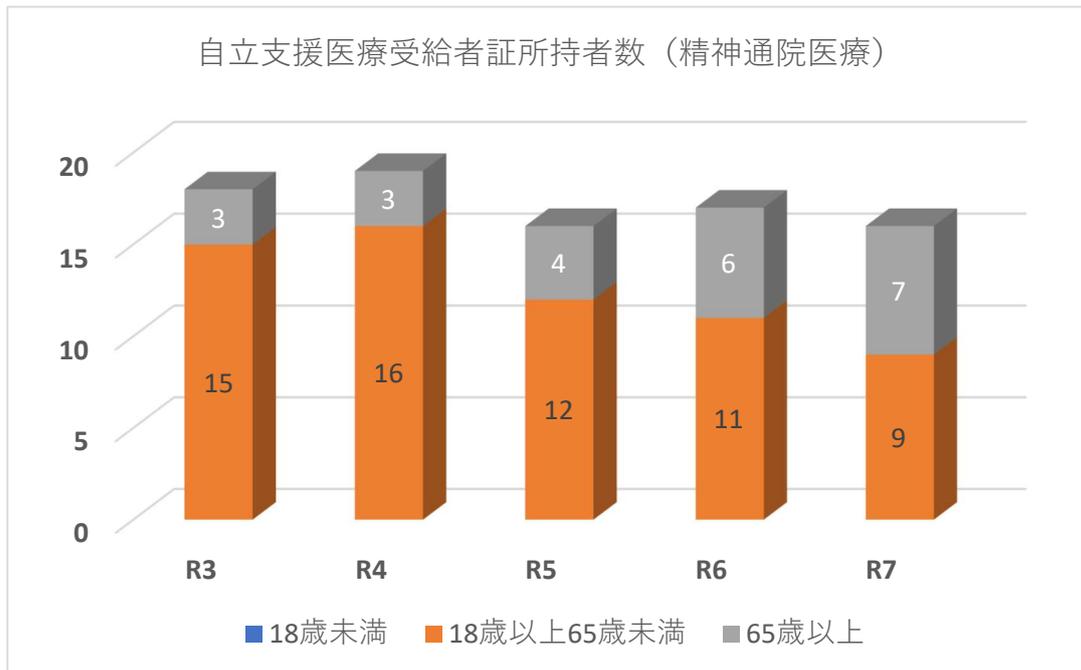
年齢構成で見ると、手帳所持者数 52 名のうち 65 歳以上が占める割合が 92.3%となっている。障害の種類からみても、膝関節機能障害が一番多くなっており、高齢者の割合が高い要因の一つと考えられる。

■ 療育手帳所持者数年齢構成 (村台帳数値) * 各年 4 月 1 日現在



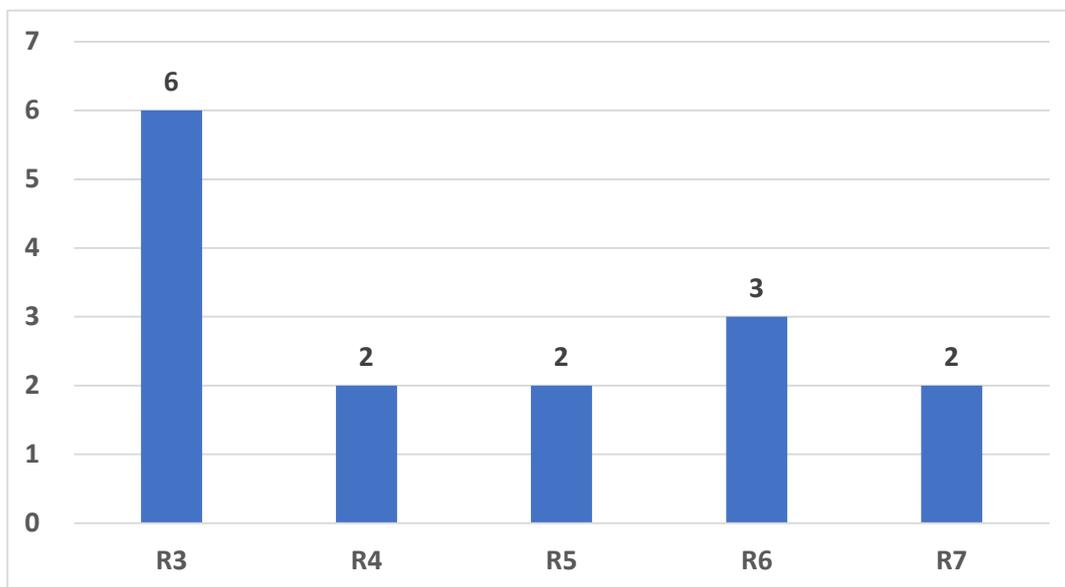
年齢構成で見ると 18 歳以上 65 歳未満が 6 名、65 歳以上が 2 名となっている。R7.4.1 現在の手帳所持者の人口に占める割合をみると 0.75%となっており、等級別では、重度と中軽度がそれぞれ 4 名となっている。

■ 自立支援医療受給者証所持者数 （村台帳数値） * 各年 4 月 1 日現在



受給者証の所持者数については、R3 と R7 を比較すると 2 人の減少となっている。
 年齢構成は、18 歳以上から 65 歳未満が多かったが、近年では 65 歳以上へ移り変わってきている。

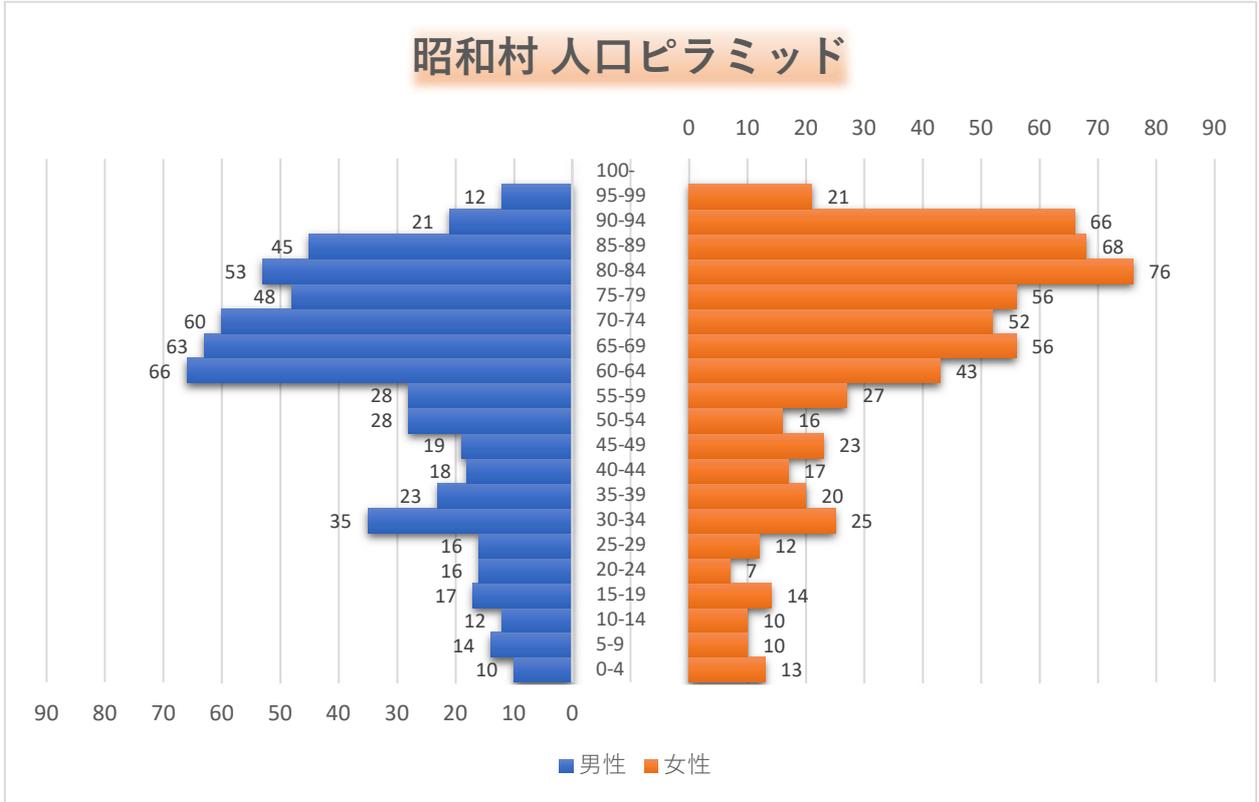
■ 生活保護受給者数 （村台帳数値） * 各年 4 月 1 日現在



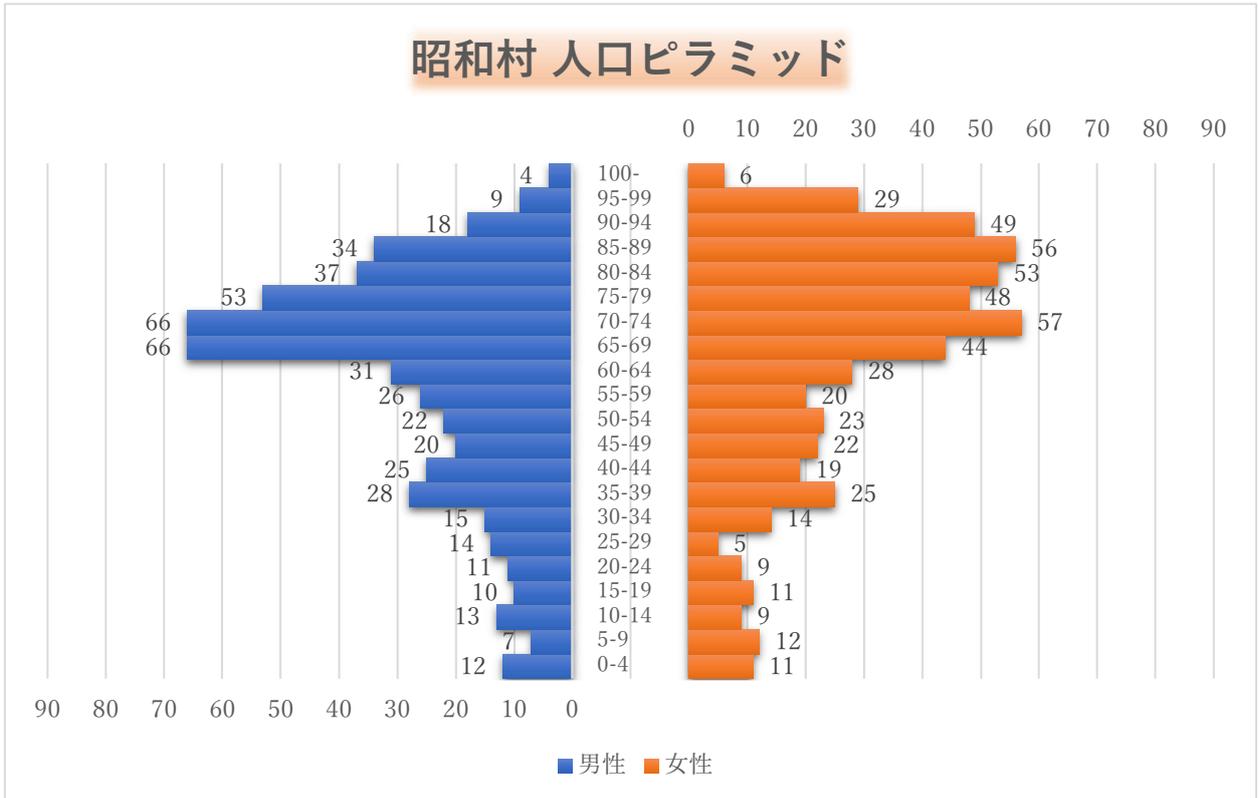
受給者数については、H29 の 9 名をピークに R3 が 6 名、R7 が 2 名と減少している。
 減少の要因としては、転出や死亡によるものであるが、今後、増加に転じる要因が多いのも現状である。

【資料2】昭和村人口ピラミッド（住民基本台帳数値）

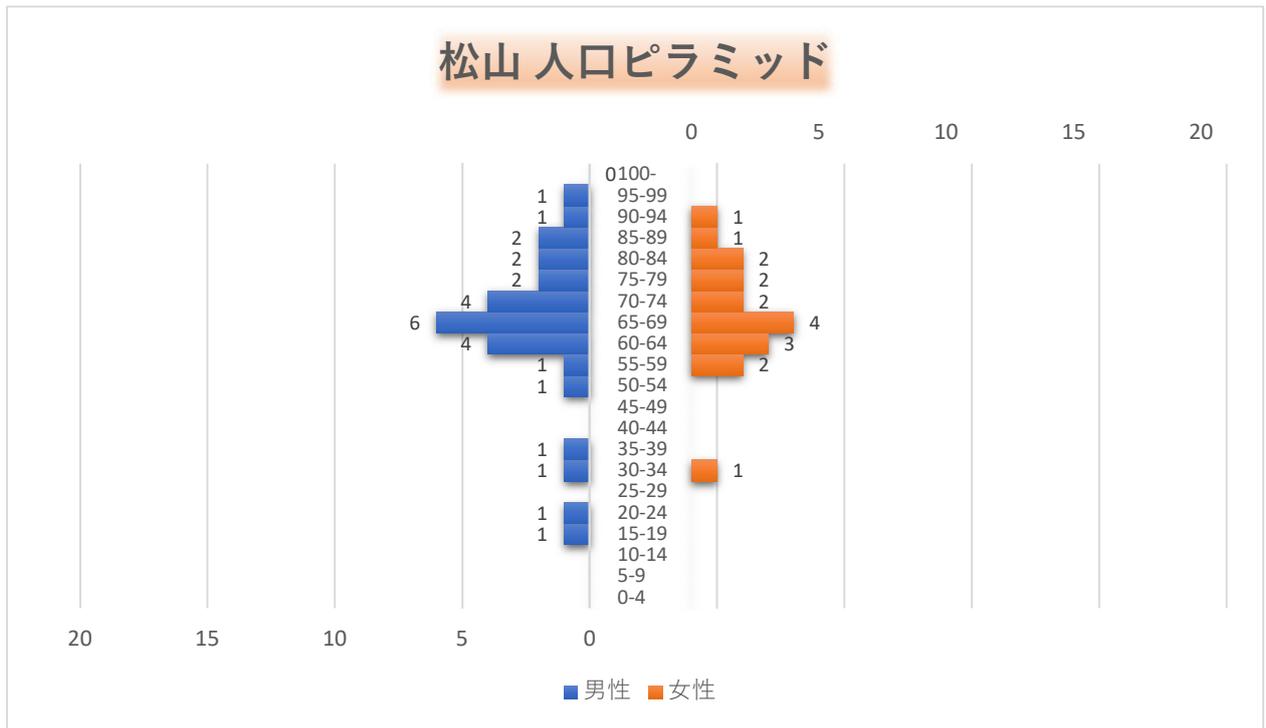
*R2.4.1 現在 昭和村人口ピラミッド（男 604人 女 632人 計 1,236人）



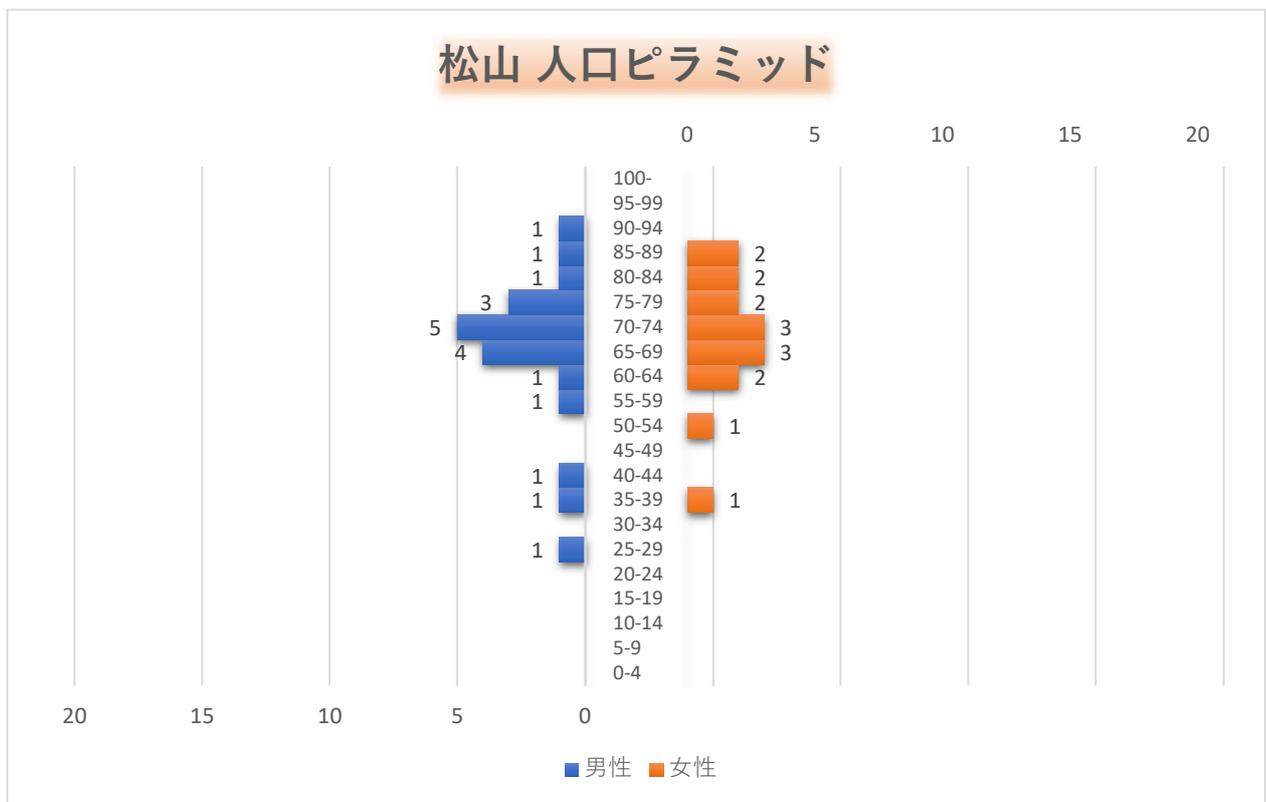
*R7.4.1 現在 昭和村人口ピラミッド（男 521人 女 550人 計 1,071人）



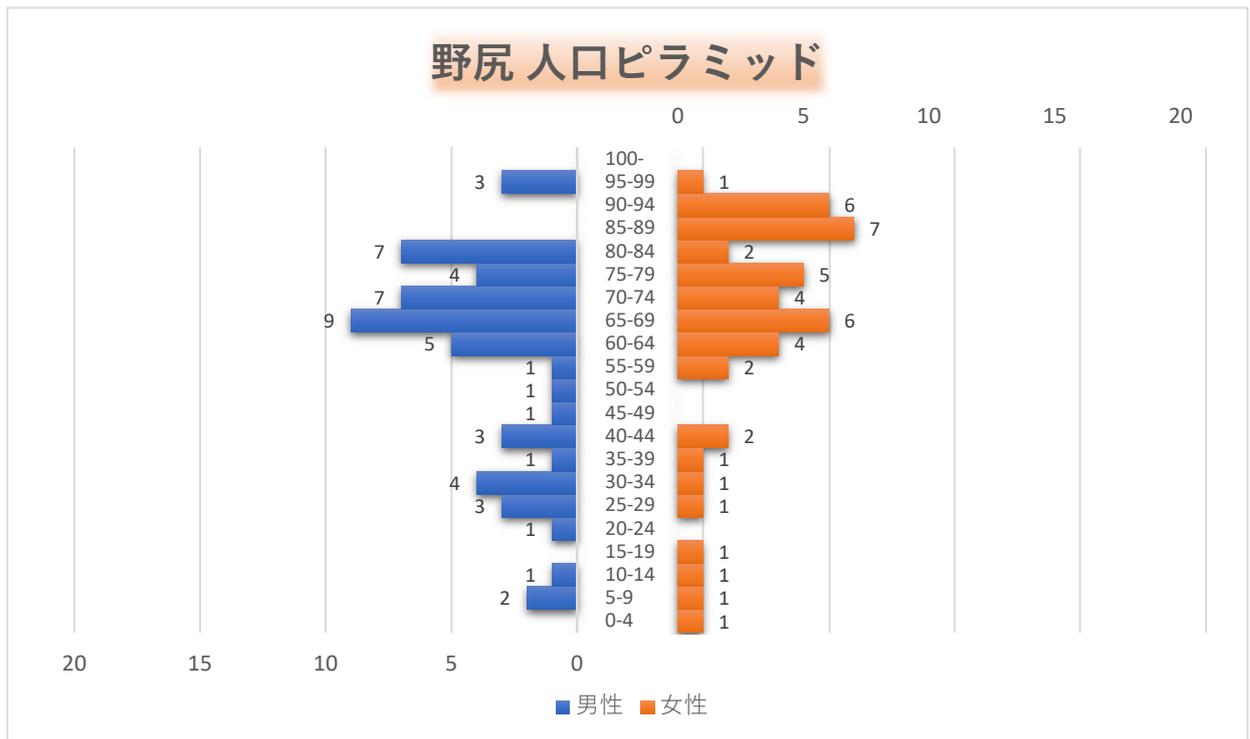
*R2.4.1 現在 松山地区 人口ピラミッド (男 28人 女 18人 計 46人)



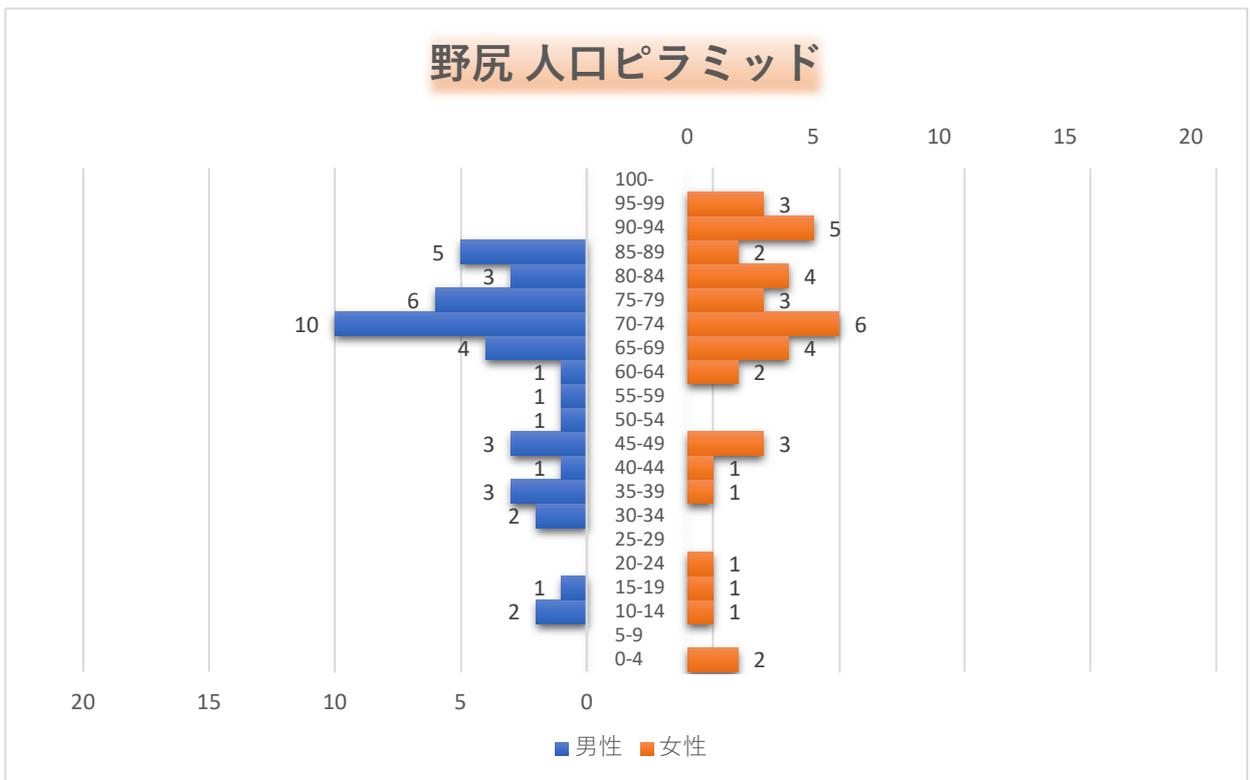
*R7.4.1 現在 松山地区 人口ピラミッド (男 20人 女 16人 計 36人)



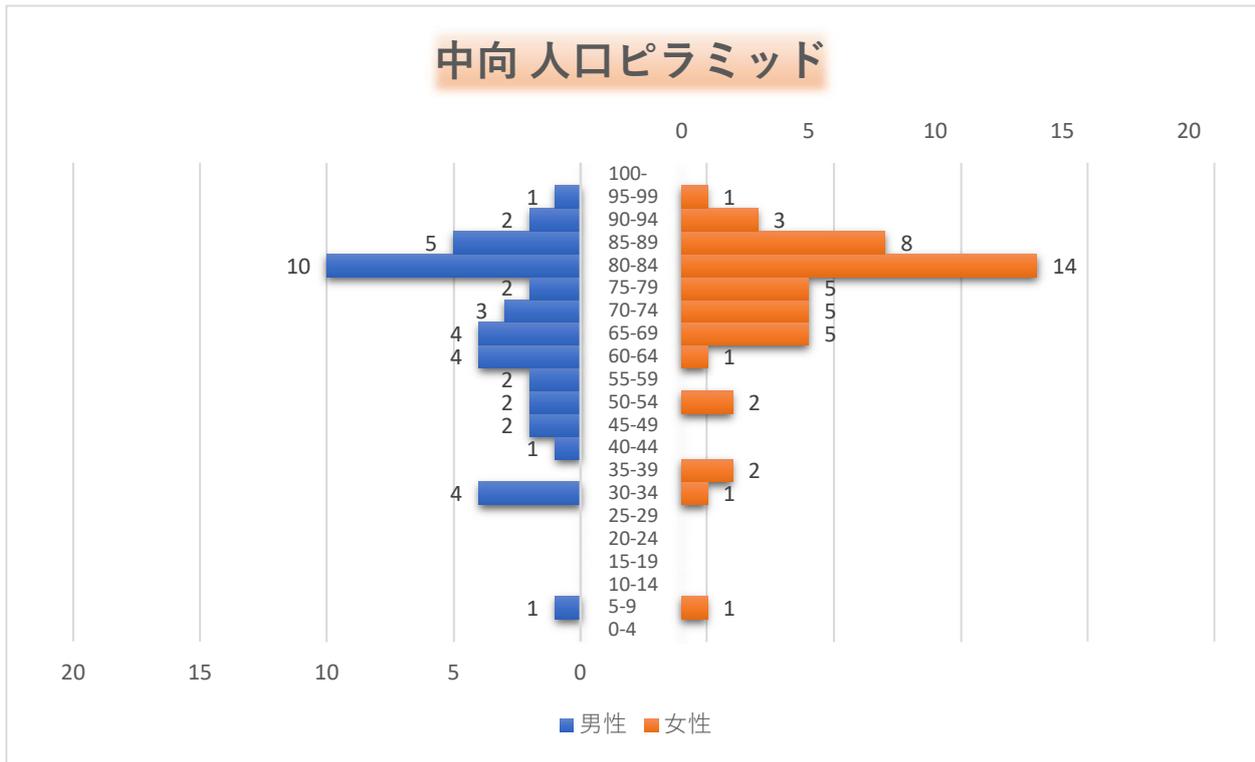
*R2.4.1 現在 野尻地区 人口ピラミッド (男 53人 女 46人 計 99人)



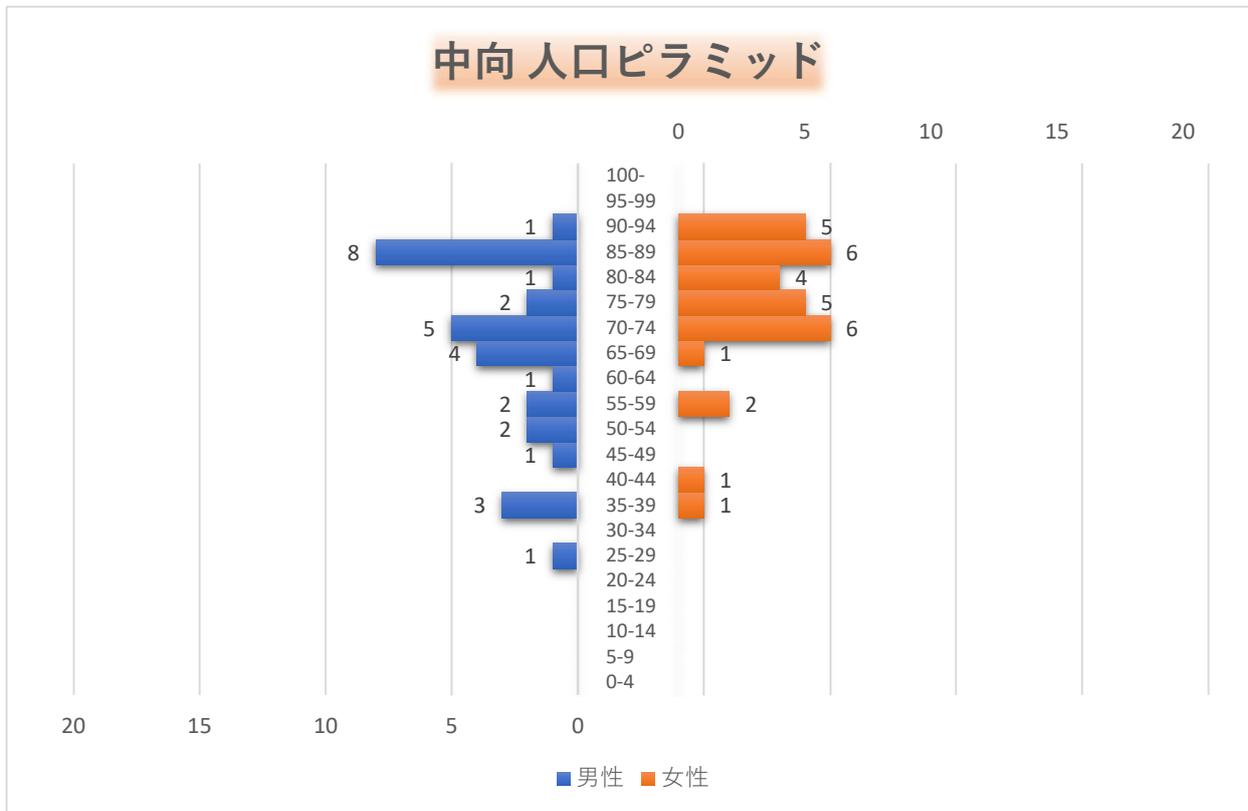
*R7.4.1 現在 野尻地区 人口ピラミッド (男 43人 女 39人 計 82人)



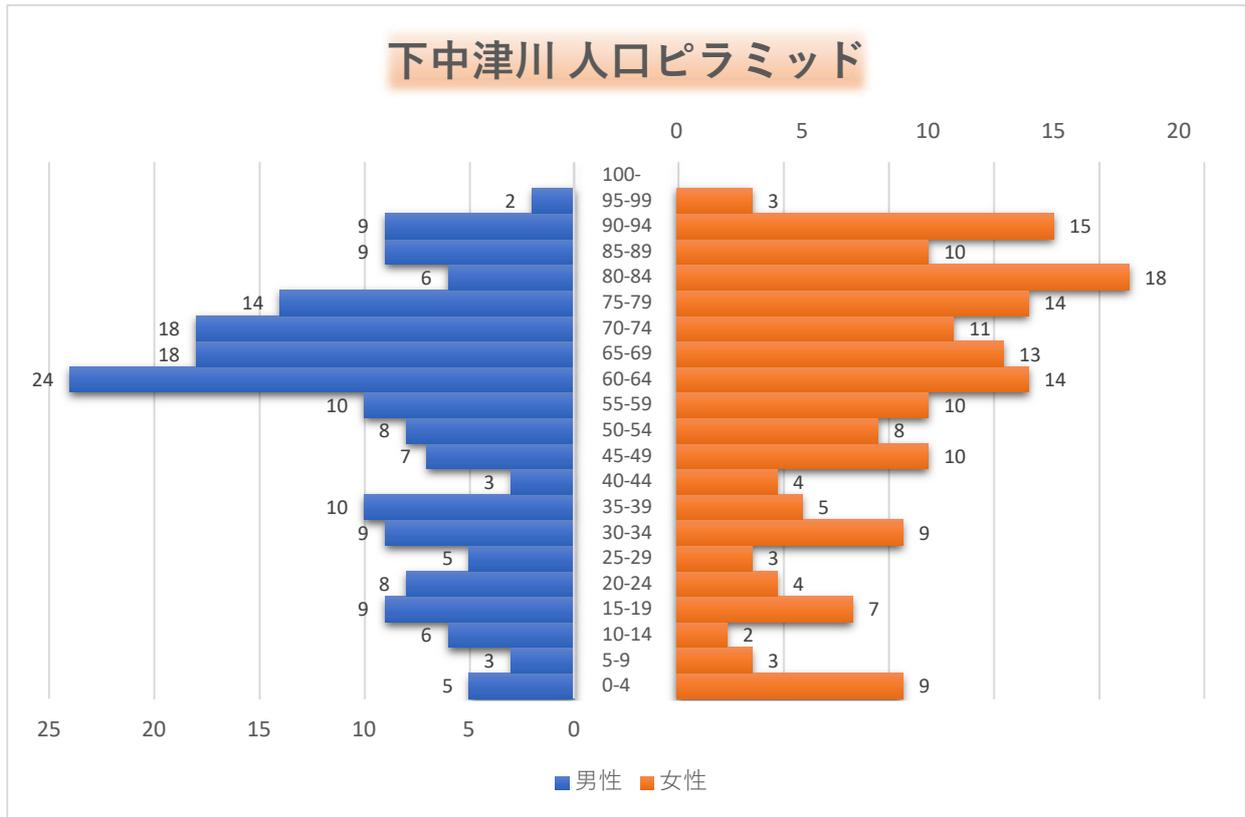
*R2.4.1 現在 中向地区 人口ピラミッド (男43人 女48人 計91人)



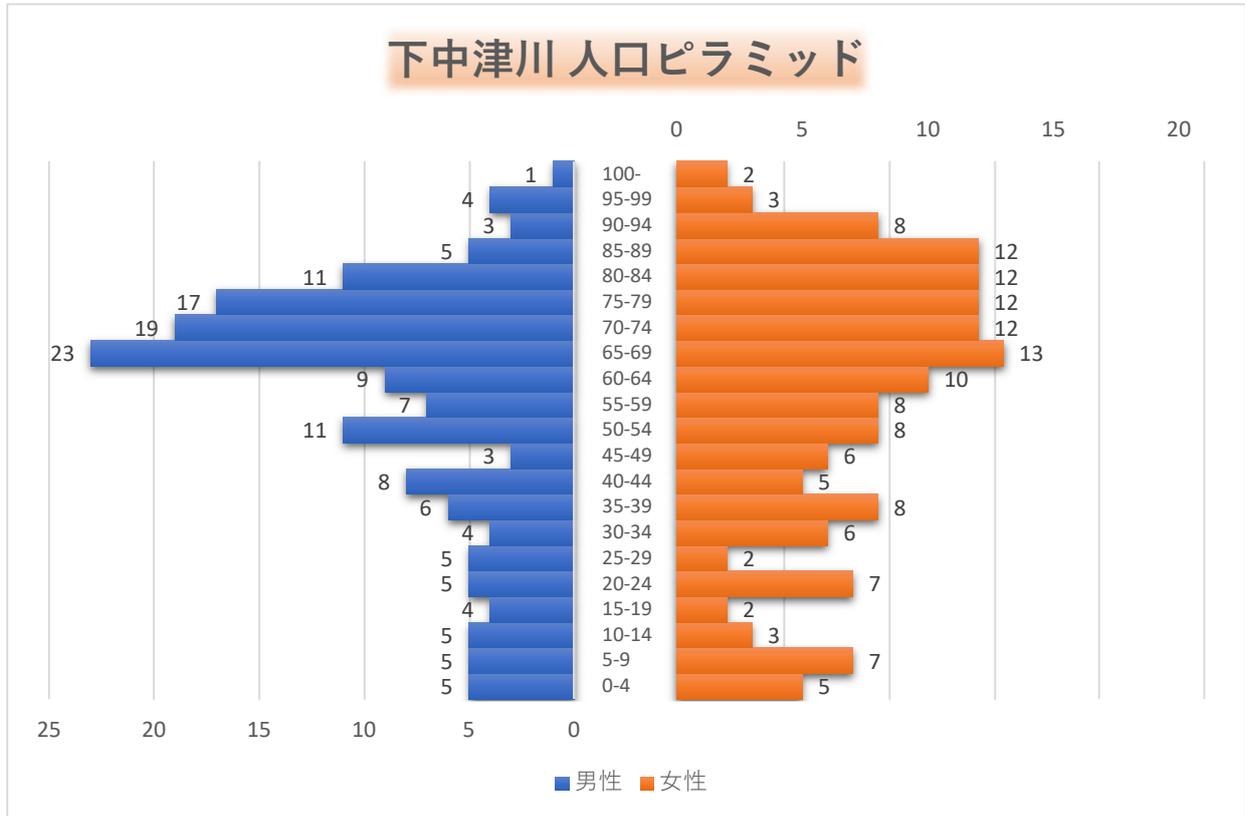
*R7.4.1 現在 中向地区 人口ピラミッド (男31人 女31人 計62人)



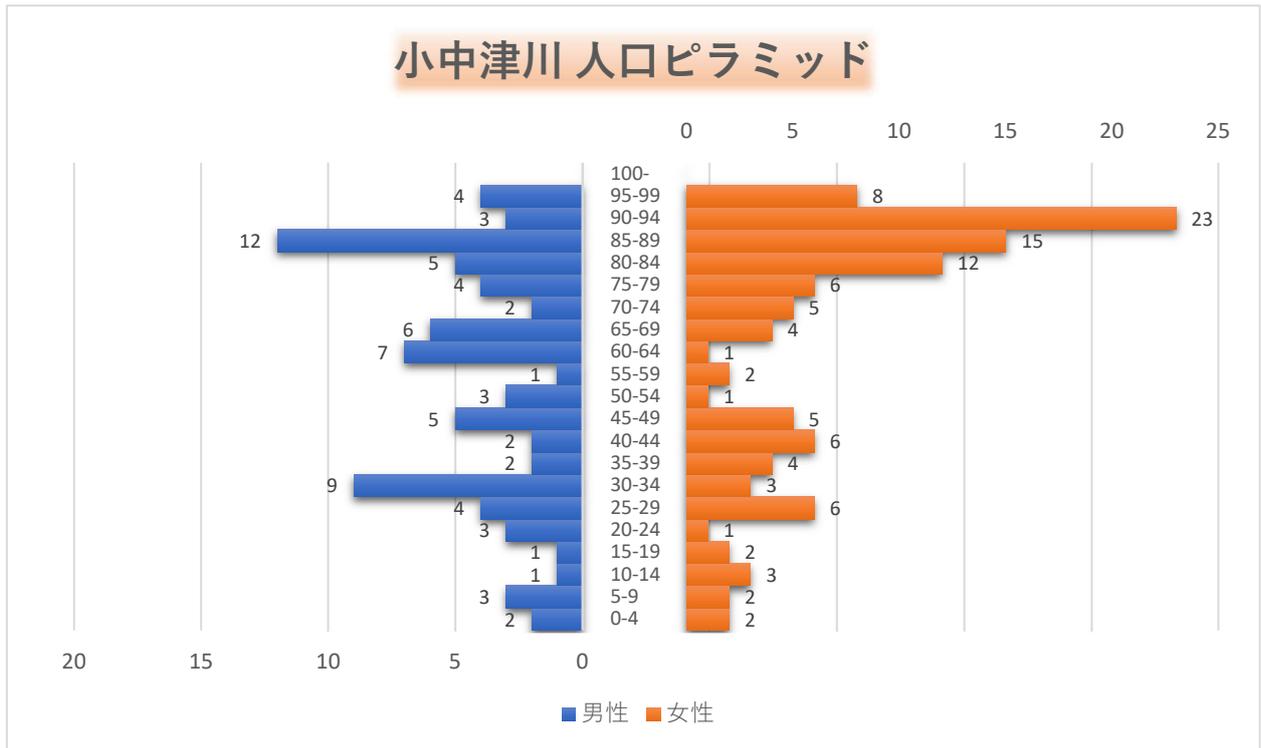
*R2.4.1 現在 下中津川地区 人口ピラミッド (男 183人 女 172人 計 355人)



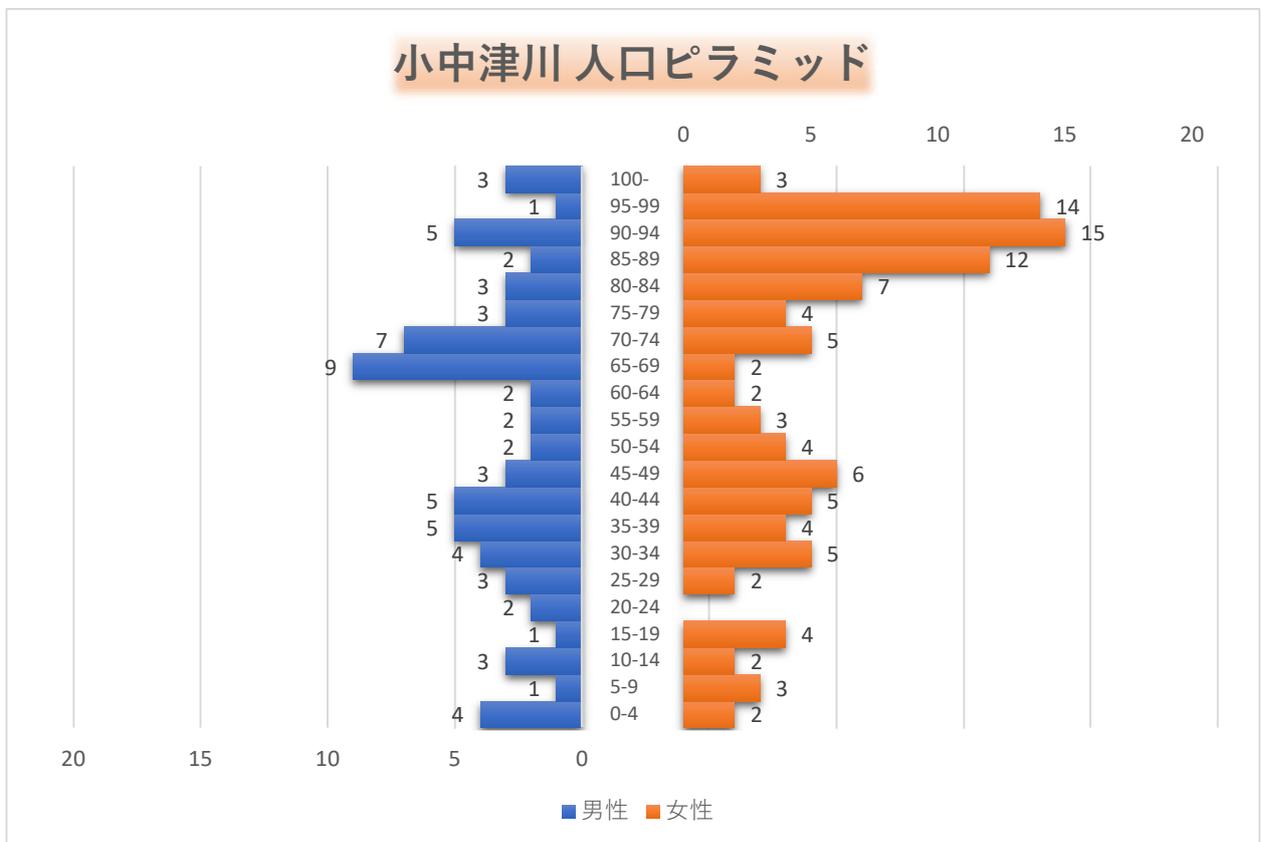
*R7.4.1 現在 下中津川地区 人口ピラミッド (男 160人 女 151人 計 311人)



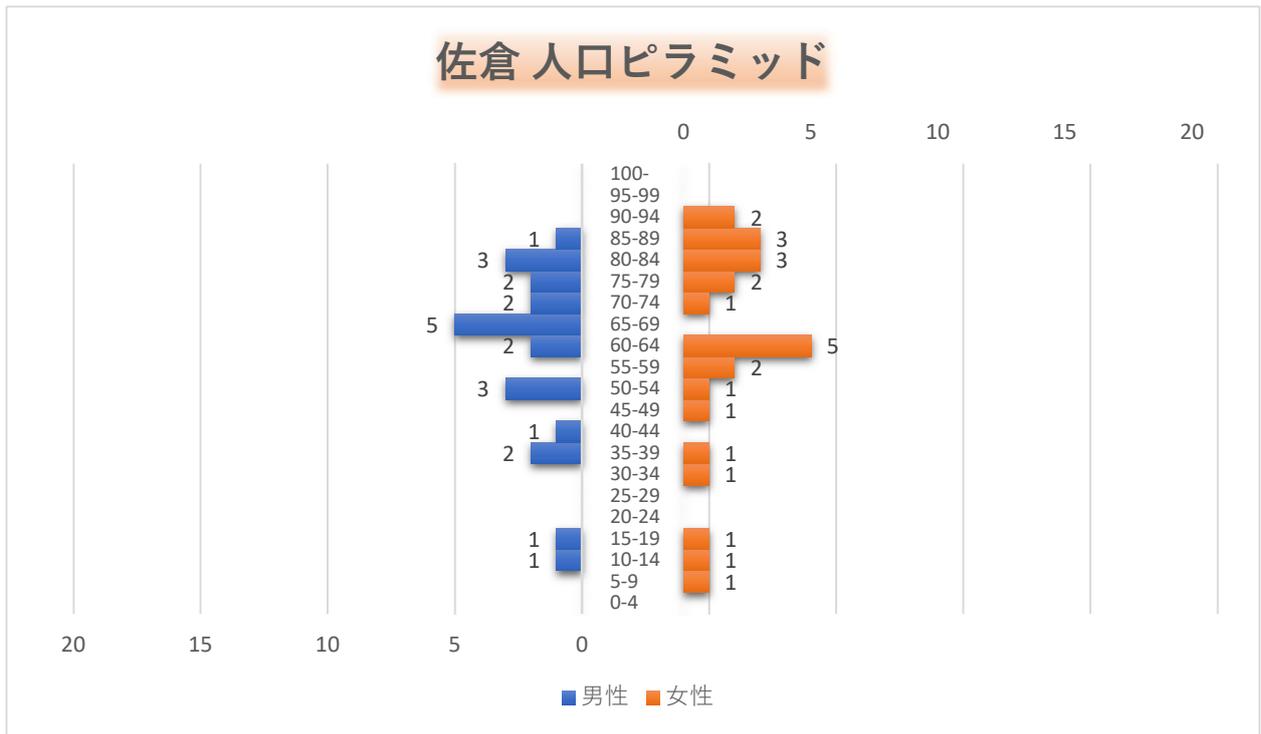
*R2.4.1 現在 小中津川地区 人口ピラミッド (男 79 人 女 111 人 計 190 人)



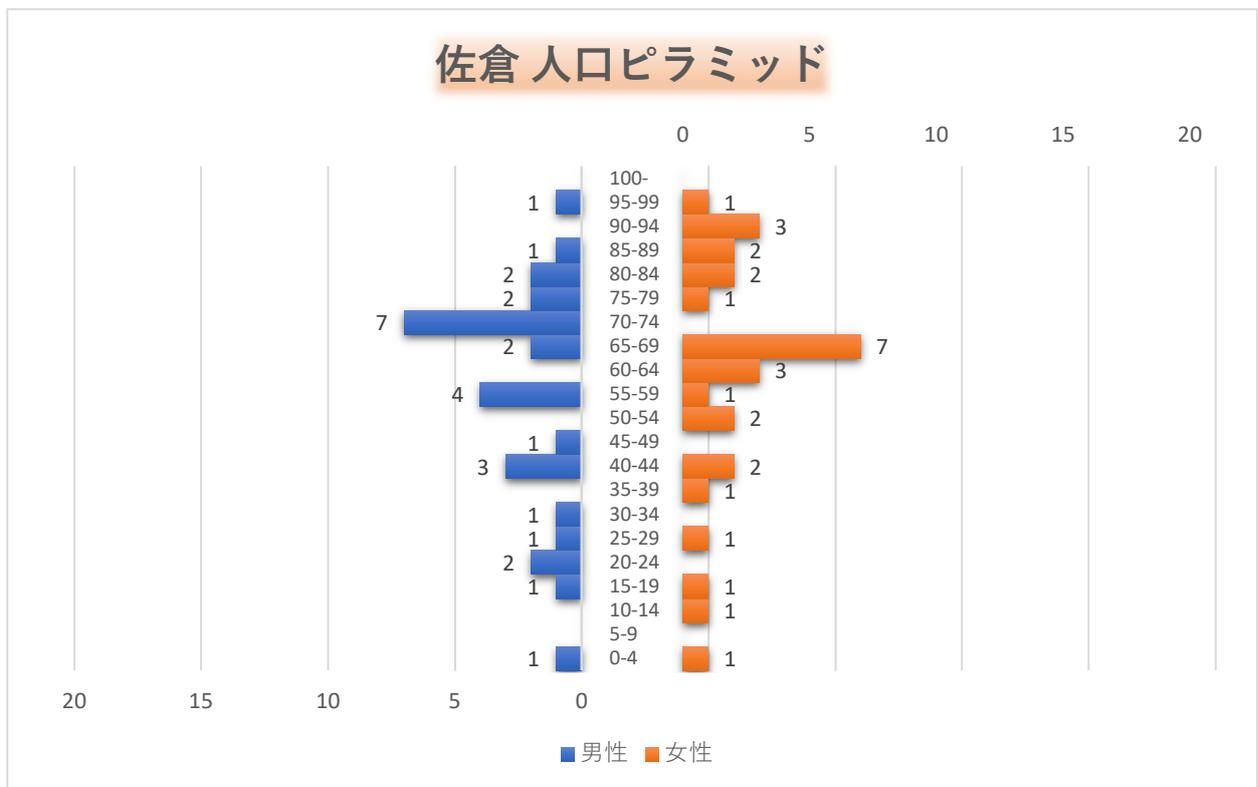
*R7.4.1 現在 小中津川地区 人口ピラミッド (男 70 人 女 104 人 計 174 人)



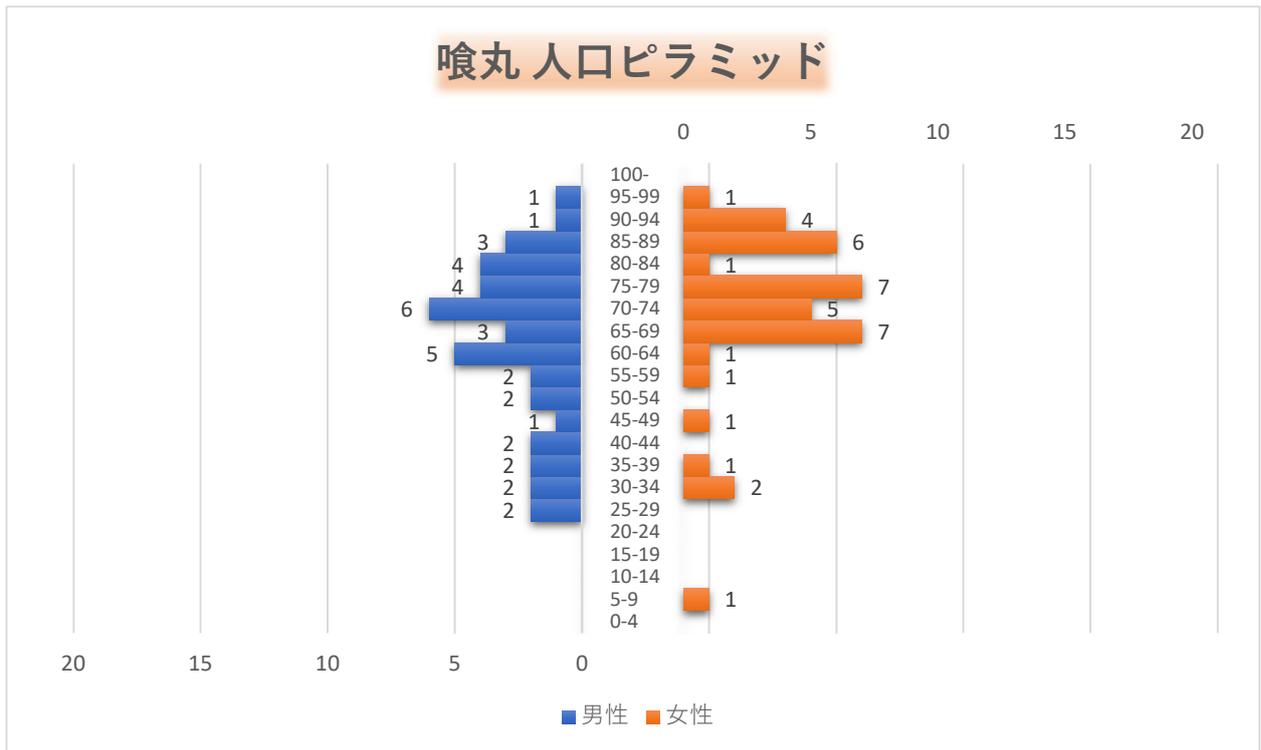
*R2.4.1 現在 佐倉地区 人口ピラミッド (男23人 女25人 計48人)



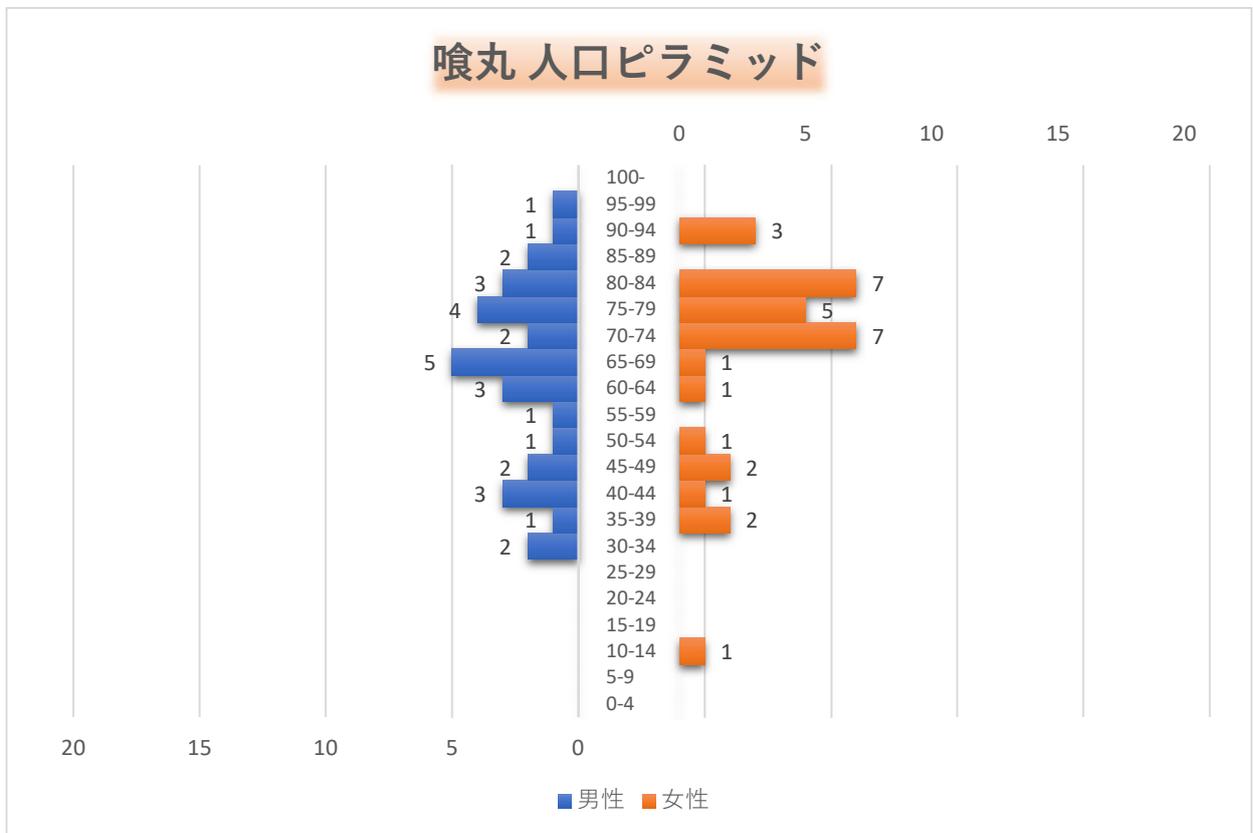
*R7.4.1 現在 佐倉地区 人口ピラミッド (男29人 女29人 計58人)



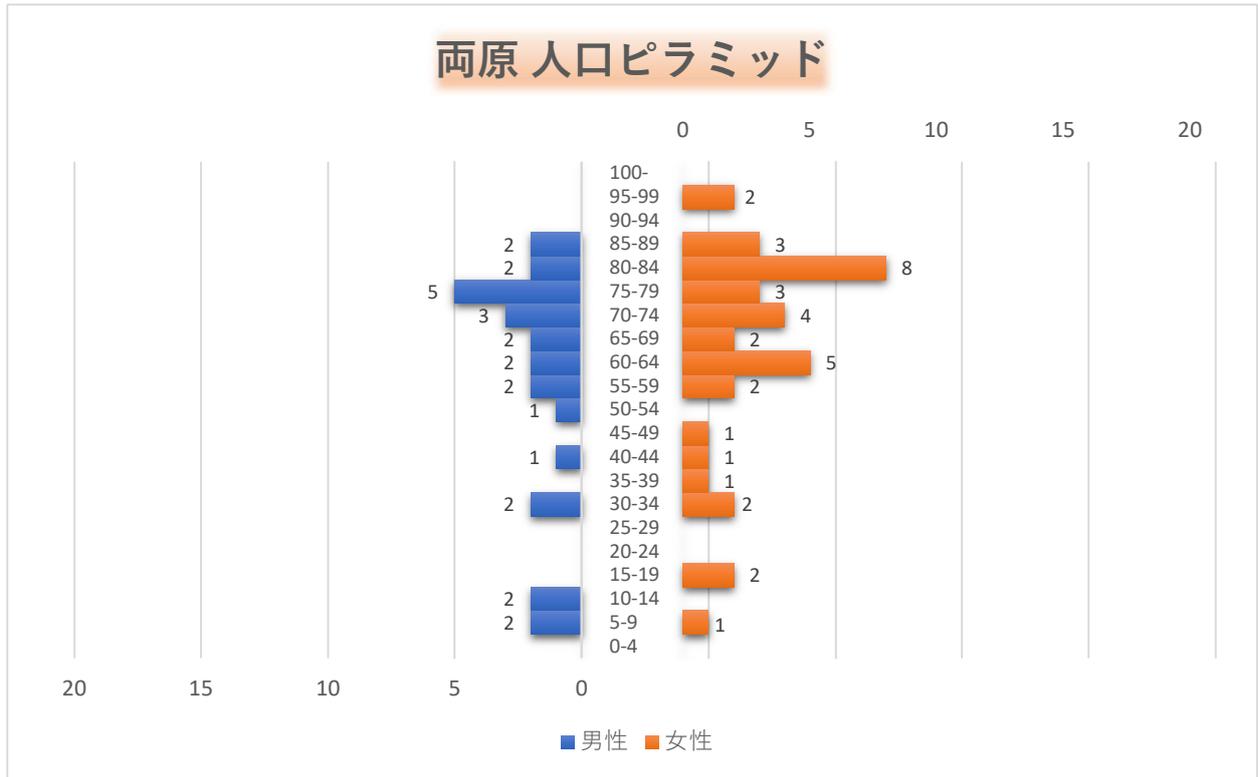
*R2.4.1 現在 喰丸地区 人口ピラミッド (男 40 人 女 38 人 計 78 人)



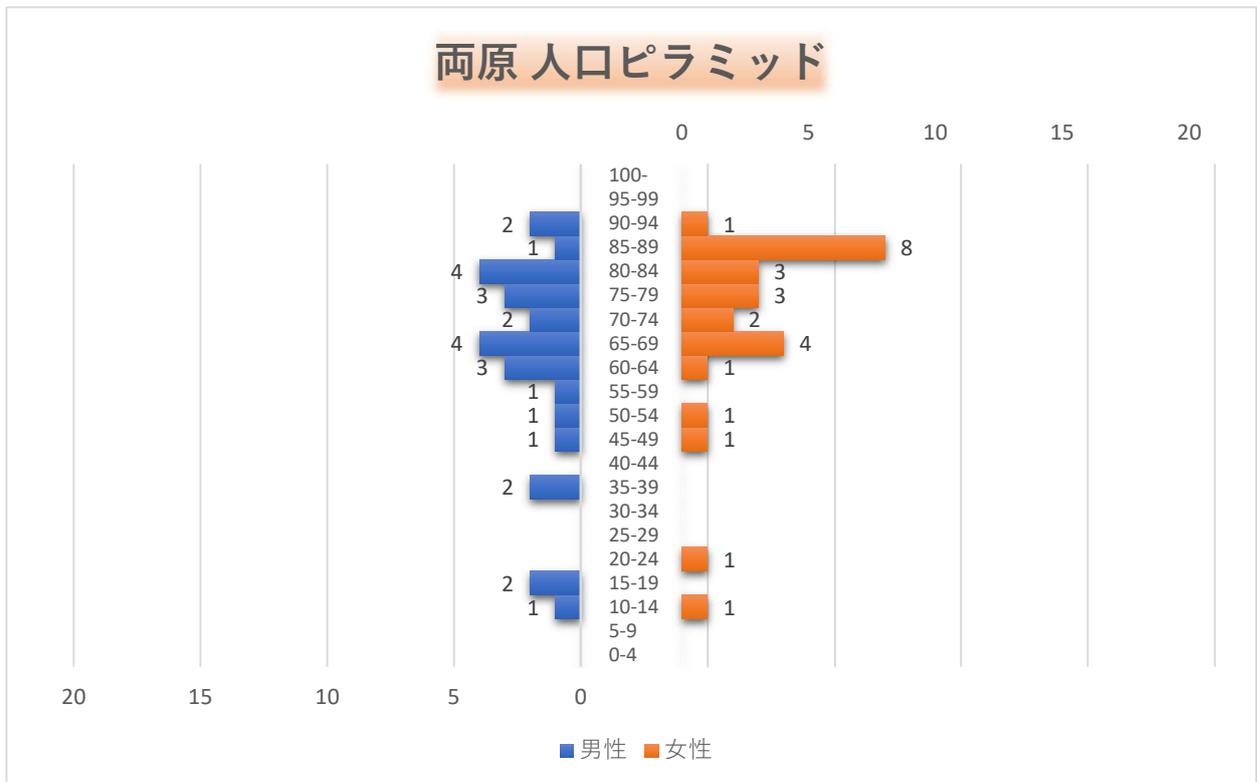
*R7.4.1 現在 喰丸地区 人口ピラミッド (男 31 人 女 31 人 計 62 人)



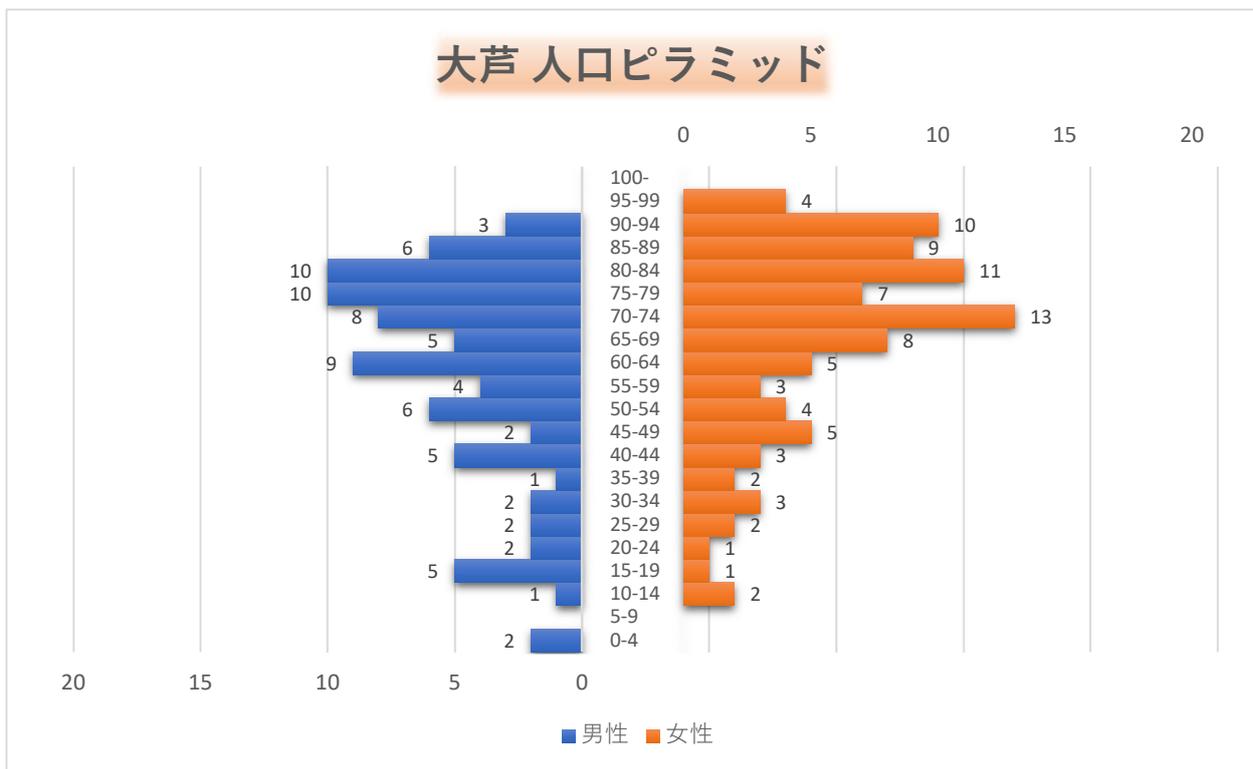
*R2.4.1 現在 両原地区 人口ピラミッド (男 26 人 女 37 人 計 63 人)



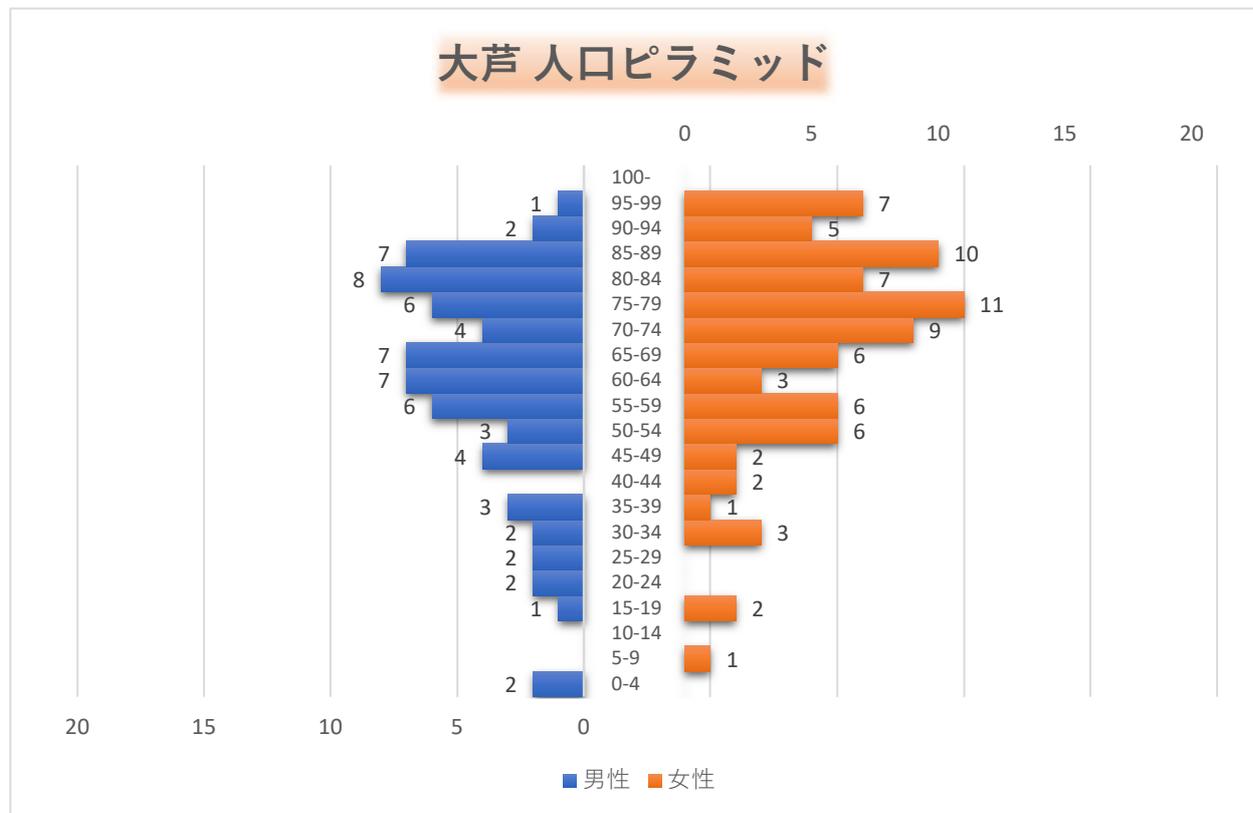
*R7.4.1 現在 両原地区 人口ピラミッド (男 27 人 女 26 人 計 53 人)



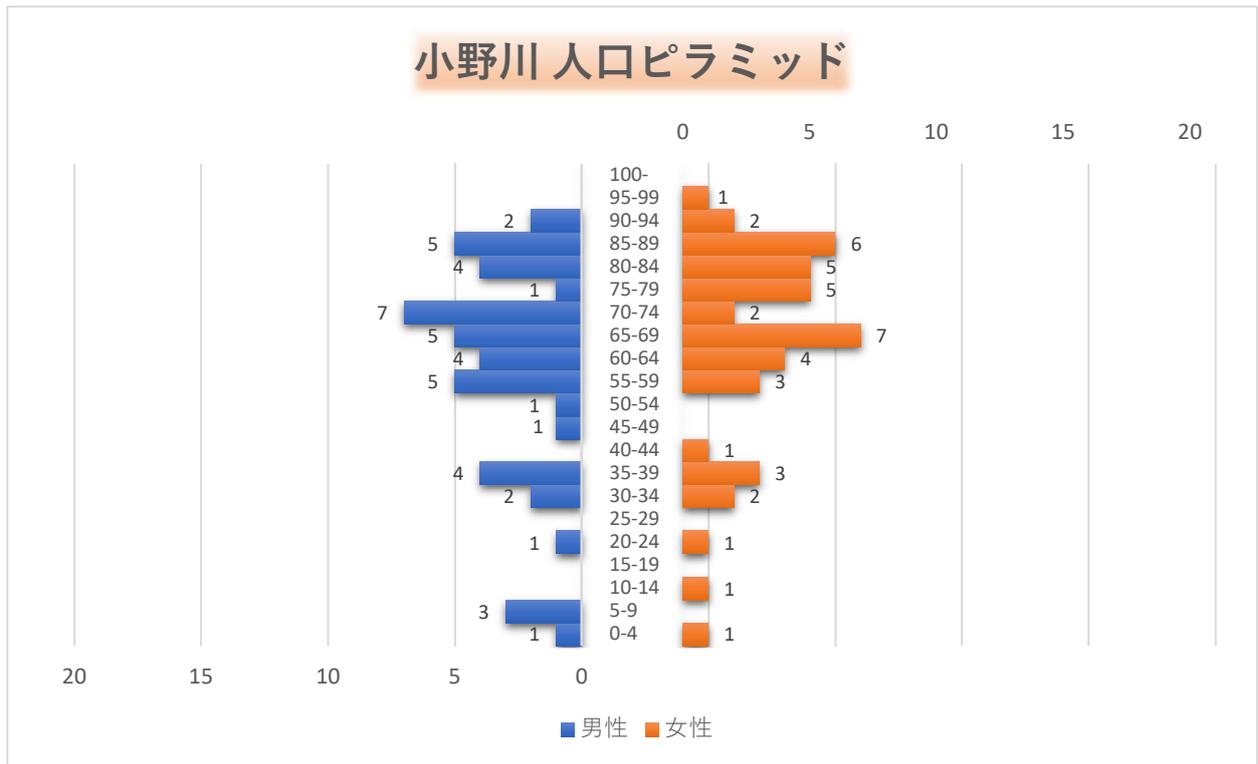
*R2.4.1 現在 大芦地区 人口ピラミッド (男 83 人 女 93 人 計 176 人)



*R7.4.1 現在 大芦地区 人口ピラミッド (男 67 人 女 81 人 計 148 人)



*R2.4.1 現在 小野川地区 人口ピラミッド (男 46人 女 44人 計 90人)



*R7.4.1 現在 小野川地区 人口ピラミッド (男 43人 女 42人 計 85人)

